

財関第142号
平成22年2月12日

(各) 税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 大藤俊行

輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う
税関関連業務の取扱いについて

標記のことについては、下記のとおり定めたので、平成22年2月21日から、
これにより実施されたい。

この場合において、この通達に定めのないものについては、関税法基本通達
(昭和47年3月1日蔵関第100号)その他関税関係通達の定めるところによる。

また、輸出入・港湾関連情報処理システム(以下「システム」という。)の具体的な取扱いについては、別途、電算関係税関業務事務処理要領を事務連絡により定めることとしたので、これによることとされたい。

なお、この通達の実施に伴い、「輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて」(平成11年10月7日付蔵関第801号)及び「航空貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて」(平成13年9月25日蔵関第781号)は、廃止する。

記

第1章 入出港関係

第1節 入港手続

(旅客及び乗組員に関する事項の報告)

1-1 船長(関税法(昭和29年法律第61号。以下「法」という。)第26条の規定による船舶の所有者若しくは管理者又はこれらの者若しくは船長の代理人を含む。次節を除き以下同じ。)又は機長(同条の規定による航空機の所有者若しくは管理者又はこれらの者若しくは機長の代理人を含む。以下同じ。)が、システムを使用して旅客及び乗組員に関する事項の報告を行う場合の取扱いは、次による。

外国貿易船又は特殊船舶の場合

船長に対し、「入港前統一申請」業務又は「入港前統一申請 B」業務を利用して必要事項をシステムに入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。

外国貿易機又は特殊航空機の場合

機長に対し、「旅客氏名表報告」業務及び「乗組員氏名表報告」業務を利用して必要事項をシステムに入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。

（旅客及び乗組員に関する事項の訂正等）

1 - 2 船長又は機長が、前項の規定により報告した旅客若しくは乗組員に関する事項の訂正又は取消しを行う場合の取扱いは、次による。

外国貿易船又は特殊船舶の場合

船長に対し、「入港前統一申請呼出し」業務又は「入港前統一申請 B 呼出し」業務を利用して訂正又は取消しの旨をシステムに入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。

なお、取消しについてあらかじめ提出を行った税関官署の監視担当部門（「監視担当部門」という。以下この項において同じ）に申し出た上で、行うことを求めるものとする。

外国貿易機又は特殊航空機の場合

機長に対し、「旅客氏名表報告呼出し」業務及び「乗組員氏名表報告呼出し」業務を利用して訂正又は取消しの旨をシステムに入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。

なお、取消しについてあらかじめ提出を行った税関官署の監視担当部門に申し出た上で、行うことを求めるものとする。

（入港届等の提出）

1 - 3 船長又は機長が、システムを使用して入港届及び船用品目録（船用品目録については、外国貿易船及び特殊船舶の場合に限る。この節 1 - 5 において同じ。）の提出を行う場合の取扱いは、次による。

外国貿易船又は特殊船舶の場合

船長に対し、「入港届等」業務又は「入港届等 B」業務を利用して必要事項をシステムに入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。

外国貿易機又は特殊航空機の場合

機長に対し、「入港届」業務を利用して必要事項をシステムに入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。

（船舶国籍証書等の確認）

1 - 4 外国貿易船又は特殊船舶の入港届（転錨届）提出先の税関官署の監視担当部門は、必要に応じ、システムにより提出された入港届と船舶国籍証書

又はこれに代わる書類との対査確認を行うとともに、当該対査確認を行った旨を「船舶情報確認登録」業務を利用してシステムに登録するものとする。

（入港届等の訂正等）

1 - 5 船長又は機長が、この節 1 - 3 の規定により提出した入港届及び船用品目録の訂正又は取消しを行う場合の取扱いは、次による。

　　外国貿易船又は特殊船舶の場合

　　船長に対し、「入港届等 B 呼出し」業務を利用して訂正又は取消しの旨をシステムに入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。

　　なお、取消しについてはあらかじめ提出を行った税関官署の監視担当部門（「監視担当部門」という。以下この項において同じ。）に申し出た上で、行うことを求めるものとする。

　　外国貿易機又は特殊航空機の場合

　　機長に対し、「入港届呼出し」業務を利用して訂正又は取消しの旨をシステムに入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。

　　なお、取消しについてはあらかじめ監視担当部門に申し出た上で、行うことを求めるものとする。

第 2 節 とん税等の納付申告

（とん税等の納付申告）

2 - 1 船長（とん税法（昭和 32 年法律第 37 号）第 4 条第 2 項及び特別とん税法（昭和 32 年法律第 38 号）第 4 条第 2 項に規定する船長以外の者及び外国貿易船の運航者を含む。以下この節において同じ。）が、システムを使用してとん税及び特別とん税（以下この節において「とん税等」という。）の納付申告を行う場合は、船長に対し、「とん税等納付申告」業務を利用して船舶の名称、純トン数、適用すべき税率等の必要事項をシステムに入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。

　　なお、船長が、マルチペイメントネットワークを利用する方法（税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術に関する省令（平成 15 年財務省令第 7 号。以下「税関手続オンライン化省令」という。）第 6 条第 1 号の規定により関税等（関税、とん税等その他の国税及び地方消費税をいう。以下同じ。）を納付する方法をいう。以下「MPN 利用方式」という。）又はリアルタイム口座振替方式を利用する方法（税関手続オンライン化省令第 6 条第 2 号の規定により関税等を納付する方法をいう。以下「リアルタイム口座振替方式」という。）によるとん税等の納付を希望するときは、税関手続オンライン化省令第 5 条第 1 項の規定に基づき、当該納付を行う旨のコードをシステムに併せて入力することを求めるものとする。

　　この場合において、とん税等の納付は、次により行うことを求めるものとする。なお、次のいずれの納付方式による場合も船長に「とん税等納付申告

控情報」が併せて配信されるので、当該船長は、「とん税等納付申告控情報」(別紙様式M-100号)を出力することができる。

専用口座振替方式(電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律(昭和52年法律第54号。以下「処理法」という。)第4条第1項の規定に基づき、預金口座のある金融機関に税等の納付を委託する方法をいう。以下「専用口座振替方式」という。)による場合は、システムでとん税等の納付が確実であることが確認された場合に、とん税等の税額の引落し処理が行われる。

具体的には、金融機関に「納付書情報(口座)」が配信されるので、これを「納付書」(別紙様式M-101号)として出力し、とん税等の口座振替を行うこととなる。

なお、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行規則(昭和52年大蔵省令第30号)付表に定める領収控及び領収済通知書は、別紙様式M-102号によるものとする。

直納方式(日本銀行(日本銀行歳入代理店を含む。以下同じ。)又は関税等の収納を行う税関職員に直接納付する方法。以下「直納方式」という。)による場合は、船長に「納付書情報(直納)」が配信されるので、船長は、これを「納付書」(別紙様式M-102号)として出力し、当該納付書によりとん税等の納付を行う。

MPN利用方式による場合は、船長に「納付番号通知情報」が配信されるので、船長は、システムと電気通信回線を通じて通信できるインターネットバンキングやATM(現金自動預け払い機)等の金融機関が提供する納付手続きの方法により、納付情報(収納機関番号、納付番号及び確認番号。下記において同じ。)を入力し、とん税等の納付を行う。

リアルタイム口座振替方式による場合は、システムから金融機関に納付情報が送信され、これにより、とん税等の税額の引き落とし処理が行われる。

(とん税等の領収確認)

2-2 船長が、システムによるとん税等の納付申告を直納方式で行った場合は、船長に対し、「領収証書」(別紙様式M-102号)をとん税等納付事務を担当する税関官署の監視担当部門(「監視担当部門」という。以下この節において同じ)に提示することを求めるものとする。

また、MPN利用方式又はリアルタイム口座振替方式で行った場合は、領収証書は交付されず、当該とん税等を領収した金融機関から、システムに対し、電気通信回線を使用して領収済通知情報が送信されるので、当該とん税等の納付の事実の確認は、当該領収済通知情報によりとん税等の納付の事実の確認を行うものとする。

(とん税等納付申告の訂正等)

2 - 3 船長が、この節 2 - 1 の規定により行われたとん税等の納付申告後、とん税等の納付前において当該申告事項の訂正及び撤回を行う場合は、船長に対し、「NACCS 登録情報変更願」により撤回を申し出る旨をシステムに入力、送信することを求める旨をシステムに入力し、送信するものとする。

また、当該「NACCS 登録情報変更願」について、書面による提出が行われた場合は、「とん税等納付申告控情報」を添付することを求めるものとする。

なお、船長が、改めて申告しようとするときは、この節 2 - 1 の規定による。

第3節 貨物の積卸し

（積荷に関する事項の報告等）

3 - 1 外国貿易船の船長又は外国貿易機の機長が、システムを使用して積荷に関する事項の報告を行う場合の取扱いは、次による。

海上貨物に係る積荷に関する事項の報告を行う場合は、船長に対し、「積荷目録情報登録」業務を利用して当該外国貿易船に積載している貨物（旅客又は乗組員の携帯品、郵便物、船用品、機用品、船長若しくは機長に託された貨物（託送品）関税法基本通達 21 - 1 の二に該当する貨物及び同通達 21 - 6 の規定のうち他の外国貿易船に積み替えられる貨物を除く。下記において同じ。）の仕出地、仕向地、番号等の必要事項をシステムに入力し、「積荷目録提出」業務を利用して送信して行うことを求めるものとする。

航空貨物に係る積荷に関する事項の報告を行う場合は、機長に対し、「積荷目録事前報告」業務を利用して当該外国貿易機に積載している貨物の仕出地、仕向地、番号その他の必要事項をシステムに入力し、送信して行うことを求めるものとする。

次に掲げる貨物については、関税法施行規則（昭和 41 年大蔵省令第 55 号）第 2 条の 2 第 3 項第 2 号又は第 2 条の 3 第 3 項の規定により積荷目録の提出を要しないが、下記イ又はロに掲げる貨物について、法第 17 条第 1 項後段の規定により、税関長が提出を求めたときは、「積荷目録」（海上貨物については税関様式 C - 2030 号、航空貨物については税関様式 C - 2035 号）を提出することを求めるものとする。

- イ 本邦の他港又は外国の港で船卸し又は取卸しされる積載貨物
- ロ 本邦の港で積載した輸出貨物及び積戻し貨物
- ハ 法第 63 条第 1 項の規定による運送の承認を受けた外国貨物
- ニ 法第 66 条第 1 項の規定による運送の承認を受けた内国貨物

（積荷に関する事項の訂正等）

3 - 2 前項の規定により報告された積荷に関する事項の追加、訂正又は削除を行う場合の取扱いは、次による。

海上貨物の場合

船長に対し、あらかじめ積荷に関する事項の報告先の税関官署の監視担当部門に申し出た上で、「積荷目録情報訂正呼出し（積荷目録提出後）」業務を利用して報告時の内容を呼び出し、追加、訂正の内容又は削除の旨をシステムに入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。

航空貨物の場合

機長に対し、「積荷目録事前報告呼出し」業務を利用して報告時の内容を呼び出し、追加、訂正の内容又は削除の旨をシステムに入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。

（外国貨物の仮陸揚の届出）

3 - 3 船長又は機長が、システムを使用して外国貨物（関税法基本通達 21 - 1 のハからトまでのいづれかに該当する貨物及び同通達 21 - 6 の規定により他の外国貿易船に積み替えられる貨物を除く。以下この項において同じ。）の仮陸揚の届出を行う場合の取扱いは、次による。

海上貨物の場合

船長に対し、「積荷目録情報登録」業務を利用した積荷に関する事項の登録に併せて、仮陸揚する旨をシステムに入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。

航空貨物の場合

機長に対し、「積荷目録事前報告」業務、「AWB 予備情報登録」又は「AWB 情報登録（輸入）」業務を利用した航空貨物輸送証（Air Waybill。以下「AWB」という。）の情報（以下「AWB 情報」という。）の登録に併せて、仮陸揚する旨をシステムに入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。その後、システム内でAWB情報と貨物確認情報の突合処理が行われ、対応する情報（AWB番号、個数、重量等）が整合した貨物について、当該仮陸揚届が受理される。当該突合処理にて整合しなかった貨物については、当該仮陸揚届が受理されないため、機長に対し、正しい情報をAWB情報又は貨物確認情報に追加又は訂正入力し、送信することを求めるものとする。

ただし、国際輸送に使用されるコンテナ、イグルー、パレット及びこれらに類する航空貨物用輸送器具（Unit Load Devices。以下「ULD」という。）に内蔵された貨物の仮陸揚届の提出については、機長に対し、AWB情報の登録に併せて仮陸揚げする旨を入力し、送信することにより行うことを求ることとし、これにより当該仮陸揚届の受理がされたこととなる。

また、外国貨物機移届の提出については、機長に対し、AWB情報の登

録に併せて機移しする旨を入力し、送信することにより行うことを求ることとし、これにより外国貨物機移届が受理されたこととなる。

(開庁時間外の貨物の積卸しの届出)

3 - 4 税関官署の開庁時間(法第19条に規定する税関官署の開庁時間をいう。以下同じ。)以外の時間における貨物の積卸しの届出を行おうとする者が、システムを使用して開庁時間外の貨物の積卸しの届出を行う場合は、海上貨物に係る届出の場合は「時間外貨物積卸届」業務、航空貨物にあっては「航空時間外貨物積卸届」業務を利用して船舶の名称又は航空機の便名、貨物の積卸の別、期間等の必要事項をシステムに入力し、送信することにより行うこととを求めるものとする。この場合において、海上貨物に係る届出の場合は「開庁時間外貨物積卸届情報」、航空貨物にあっては「航空開庁時間外貨物積卸届情報」が届出者に配信される。

(卸コンテナリストの提出)

3 - 5 卸コンテナリストを提出しようとする者(以下この項及び次項において「提出者」という。)が、システムを使用して卸コンテナリストの提出を行う場合は、当該リストの提出に先立ち、「積荷目録情報登録」業務によりコンテナ番号、コンテナサイズ、コンテナタイプその他の必要事項をシステムに登録し、また、「卸コンテナ情報登録(事項登録)」業務によりコンテナ番号をシステムに登録した後、「卸コンテナ情報登録(提出)」業務により必要事項を入力し、送信することを求めるとしてする。この場合において、卸コンテナリストを提出した保税取締部門(貨物の取締りを担当する部門をいう。以下同じ。)に「卸コンテナリスト提出情報」が配信される。また、卸コンテナ情報登録が行われれば直ちに輸入許可となり、提出者に「卸コンテナ輸入許可通知情報」が配信される。

(卸コンテナリストの訂正等)

3 - 6 提出者が、前項の規定により卸コンテナリストを提出した後、当該リストのコンテナ番号等の訂正又は削除を行う場合には、あらかじめ、当該リストを提出した税関官署の保税取締部門に申し出た上で、次により行うこととを求めるものとする。

提出者は、「卸コンテナ情報変更」業務を利用して必要事項をシステムに入力し、送信するものとする。

上記により訂正又は削除した場合には、当該保税取締部門に「卸コンテナリスト変更情報」が配信され、提出者に「卸コンテナリスト内容変更通知情報」が配信される。

当該提出者が改めて卸コンテナリストを提出しようとする場合及び提出済みの卸コンテナリストに存在しないコンテナを追加する場合にあっては、前項の規定により提出することを求めるものとする。

（海上貨物の船卸確認の登録）

3 - 7 海上貨物の積卸しを行う者が、システムを使用して貨物の船卸確認の登録を行う場合は、「船卸確認登録（個別）」業務又は「船卸確認登録（一括）」業務を利用してコンテナ単位又は船荷証券単位にコンテナ番号、船荷証券番号等の必要事項をシステムに入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。この場合において、報告先の税関官署の監視担当部門及び報告者に「船卸確認終了情報」が配信される。

（海上貨物の船積情報の登録）

3 - 8 海上貨物の積卸しを行う者が、システムを使用して貨物の船積情報登録を行う場合は、「船積情報登録」業務を利用して船積年月日、積載船名等の必要事項をシステムに入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。

（積コンテナリストの提出）

3 - 9 積コンテナリストを提出しようとする者（以下この項及び次項において「提出者」という。）が、システムを使用して積コンテナリストの提出を行う場合は、「船積情報登録」業務を利用してコンテナ番号、コンテナサイズ、コンテナタイプその他の必要事項をシステムに登録した後、同業務により必要事項を入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。この場合において、積コンテナリストを提出する保税取締部門に「積コンテナリスト提出情報」が配信され、積コンテナ情報登録が行われれば直ちに輸出許可となり提出者に「積コンテナ輸出許可通知情報」が配信される。

（積コンテナリストの取消し）

3 - 10 提出者が、前項の規定により積コンテナリストを提出した後、当該リストに記載されたコンテナ番号の削除又は当該リストの提出により受けた許可の取消しを行う場合は、あらかじめ、当該リストを提出した税関官署の保税取締部門に申し出た上で、次により行うことを求めるものとする。

提出者は、「船積情報変更」業務を利用して必要事項をシステムに入力し、送信するものとする。

上記により削除又は取消しを行った場合には、当該保税取締部門に「積コンテナリスト変更情報」が配信され、提出者に「積コンテナ輸出許可内容変更通知情報」が配信される。

当該提出者が改めて積コンテナリストを提出しようとするときは、前項の規定により再提出することものとする。

（海上貨物の船積確認の登録）

3 - 11 貨物の積卸しを行う者が、システムを使用して船積確認を行う場合は、

「船積確認登録」業務を利用して積載船名、積出港名等の必要事項をシステムに入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。

（航空貨物の搭載完了情報の終了登録）

3 - 12 航空貨物の積込みを行う者が、システムを使用して輸出貨物（仮陸揚貨物を含む。）の搭載完了情報の終了登録を行う場合は、「搭載完了登録（便単位）呼出し」業務、「搭載完了登録（AWB単位）呼出し」業務、「搭載完了登録（便単位）」業務又は「搭載完了登録（AWB単位）」業務を利用して便単位又はAWB（ULD）番号単位に搭載便名等の必要事項を入力し、「搭載完了終了登録」業務を利用して搭載の終了した旨をシステムに入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。

第4節 出港手続

（出港届の提出）

4 - 1 船長又は機長が、システムを使用して外国貿易船の出港届を提出し、出港の許可を受けようとする場合の取り扱いは、次による。

　　外国貿易船又は特殊船舶の場合

　　船長に対し、「出港届等」業務又は「出港届B」業務を利用して船舶の名称、国籍、純トン数、仕向地、出港の日時等の必要事項をシステムに入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。

　　なお、船長から特に特殊船舶の出港許可書の交付の申し出があった場合は、上記外国貿易船の出港手続に準じ、システムにより処理することとする。

　　外国貿易機又は特殊航空機の場合

　　機長に対し、「出港届」業務を利用して航空機の登録記号、国籍、仕向地、出港の日時等の必要事項をシステムに入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。

　　なお、機長から特に特殊航空機の出港許可書の交付の申し出があった場合は、上記外国貿易機の出港届に準じ、システムにより処理することとする。

（出港の許可に係る選定処理）

4 - 2 出港届がシステムにより提出されたときは、システムにおいて選定処理が行われ、その選定区分ごとの処理は、次による。

　　外国貿易船又は特殊船舶の場合

　　イ　出港が許可された場合は、船長に「出港許可（転錨届受理）通知情報」が配信される。

　　ロ　出港届の内容確認を行うこととなった場合（審査確認扱）は、船長に「出港届（転錨届）提出情報」が配信される。審査後、出港を許可した

場合、船長に「出港許可（転錨届受理）通知情報」が配信される。

外国貿易機又は特殊航空機の場合

- イ 出港が許可された場合は、機長に「出港許可通知情報」が配信される。
- ロ 出港届の内容確認を行うこととなった場合（審査確認扱）は、機長に「出港届審査確認控情報」が配信される。審査後、出港を許可した場合、機長に「出港許可通知情報」が配信される。

（出港届の訂正等）

4 - 3 船長又は機長が、この節4 - 1の規定により行った出港届の出港予定日時等の訂正を行う場合の取り扱いは、次による。

外国貿易船又は特殊船舶の場合

船長に対し、「出港届等」業務又は「出港届B」業務を利用して訂正の旨をシステムに入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。

なお、出港許可前において出港届の撤回を行う場合には、船長に対し、あらかじめ出港届提出先の税関官署の監視担当部門（以下この節において「監視担当部門」という。）に申し出た上で、「出港届等」業務又は「出港届B」業務を利用して撤回の旨をシステムに入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。

外国貿易機又は特殊航空機の場合

機長に対し、「出港届呼出し」業務を利用して訂正の旨をシステムに入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。

なお、出港許可前において出港届の撤回を行う場合には、機長に対し、あらかじめ監視担当部門に申し出た上で、「出港届呼出し」業務を利用して撤回の旨をシステムに入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。

第5節 交通関係手続

（指定地外／船陸／船舶間交通許可申請）

5 - 1 税関長の指定する交通場所以外の場所を経由して外国往来船若しくは外国往来機（以下この節において「外国往来船等」という。）と陸地との間の交通、貨物の授受を行う目的で外国往来船等と陸地との間の交通又は外国往来船等と沿海通航船若しくは国内航空機との間の交通についての許可を受けようとする者（以下この節において「申請者」という。）が、システムを使用して交通の許可の申請を行う場合には、申請者に対し、「指定地外／船陸／船舶間交通許可申請」業務を利用して申請者の住所、氏名等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。

（交通許可申請の審査）

5 - 2 申請者が、前項の規定により交通許可申請を行った場合、申請者に対

して「指定地外／船陸／船舶間交通許可申請控情報」が配信される。

交通許可申請の提出先の税関官署の監視担当部門（「監視担当部門」という。以下この節において同じ）は、当該申請について審査を行い、必要に応じ交通経路等の確認のための関係書類により審査を行うするものとする。交通を許可した場合には、申請者に「指定地外／船陸／船舶間交通許可通知情報」が配信される。

（交通許可申請の訂正等）

5 - 3 申請者が、前項の規定により行われた交通許可申請後、許可前に申請事項の訂正又は撤回を行いたいとする場合には、申請者に対し、あらかじめ監視担当部門に申し出た上で、次により行うことを求めるものとする。

申請者は、「指定地外／船陸／船舶間交通許可申請呼出し」業務を利用して申請時の内容を呼び出し、訂正の内容又は撤回の旨をシステムに入力し、送信する。

上記（1）により訂正を行った場合には、申請者に「指定地外／船陸／船舶間交通許可申請変更控情報」が配信される。

第6節 内国貨物運送申告

（内国貨物運送申告）

6 - 1 内国貨物運送申告を行う者（以下この節において「申告者」という。）が、システムを使用して内国貨物運送申告を行う場合は、申告者に対し、「内国貨物運送申告」業務を利用して船舶の名称又は航空機の便名、運送貨物の品名、運送先等の必要事項をシステムに入力し、送信することにより行うこととする。

（審査区分選定）

6 - 2 内国貨物運送申告がシステムにより受理されたときは、システムにおいて審査区分の選定処理が行われ、審査区分ごとの処理は、次によるものとする。

審査区分が簡易審査扱い（区分1）となった場合は、申告後直ちに承認となり、申告者に「内国貨物運送承認通知情報」が配信されるので、申告者は、「内国貨物運送承認通知書」（別紙様式M-103号）を出力することができる。

審査区分が書類審査扱い（区分2）となった場合は、申告者に「内国貨物運送申告控情報」が配信されるので、申告者に対し、当該申告控情報を「内国貨物運送申告控情報」（別紙様式M-104号）として出力し、当該申告控を関係書類とともに内国貨物運送申告の提出先の税関官署の監視担当部門（「監視担当部門」という。6 - 7を除きこの節において同じ）に提出することを求めるものとする。

監視担当部門は、審査終了の登録を行うことにより、内国貨物運送を承認するものとする。

なお、発送確認又は施封が必要なものについては、監視担当部門は、「要確認」又は「要施封」の旨をシステムに入力し、送信する。

運送が承認された場合は、申告者に「内国貨物運送承認通知情報」が配信される。

(内国貨物運送承認前における内国貨物運送申告の訂正等)

6 - 3 申告者が、この節6 - 1の規定により行われた内国貨物運送申告後、承認前に当該申告事項の訂正又は撤回を行う場合には、申告者に対し、あらかじめ監視担当部門に申し出た上で、次により行うことを求めるものとする。

申告者は、訂正の場合は「内国貨物運送申告（承認）変更（呼出し）」業務又は「内国貨物運送申告（承認）変更」業務を利用して訂正の内容を入力し、撤回の場合は「内国貨物運送申告（承認）変更」業務を利用して撤回の旨をシステムに入力し、送信する。

上記により訂正を行った場合には、申告者に訂正後の「内国貨物運送申告訂正控情報」が配信される。

なお、申告者は、当該訂正において、前項の規定により提出した関係書類の内容に変更が生じた場合には、改めて当該関係書類を提出するものとする。

監視担当部門は、訂正後の内国貨物運送申告について審査を行い、審査終了の登録を行うことにより、内国貨物運送を承認する。

上記により撤回を行った場合には、申告者に「内国貨物運送申告取消通知情報」が配信される。

(内国貨物運送承認後における内国貨物運送承認の訂正等)

6 - 4 申告者が、この節6 - 1の規定により行われた内国貨物運送申告に係る承認後に、当該承認事項の訂正又は取消しを行う場合には、申告者に対し、あらかじめ監視担当部門に申し出た上で、次により行うことを求めるものとする。

申告者は、訂正の場合は「内国貨物運送申告（承認）変更（呼出し）」業務又は「内国貨物運送申告（承認）変更」業務を利用して訂正の内容を入力し、取消しの場合は「内国貨物運送申告（承認）変更」業務を利用して取消しの旨をシステムに入力し、送信する。

上記により訂正を行った場合には、申告者に「内国貨物運送承認訂正・取消控情報」が配信される。

監視担当部門は、訂正後の内国貨物運送申告について審査を行い、必要に応じて「内国貨物運送承認訂正・取消控情報」(別紙様式M - 105号)等関係書類の提出を求めるものとする。

なお、監視担当部門において、訂正を認めた場合には、審査終了の旨を

システムに入力し、送信することにより、申告者に「内国貨物運送承認訂正通知情報」が配信され、到着地の保税地域に「内国貨物運送承認訂正情報」が配信（訂正が到着地保税地域コードの場合、訂正前の保税地域に「内国貨物運送到着地取消通知情報」が配信）される。

上記により取消しを行った場合には、申告者及び監視担当部門に「内国貨物運送承認訂正・取消控情報」が配信される。

監視担当部門は、当該取消しについて審査を行い、必要に応じて「内国貨物運送承認訂正・取消控情報」等関係書類の提出を求めるものとする。

なお、監視担当部門において、取消しを認めた場合には、審査終了の旨をシステムに入力し、送信することにより、申告者に「内国貨物運送承認取消通知情報」が配信される。

（内国貨物運送承認後における運送期間の延長）

6 - 5 申告者が、この節6 - 1の規定により行われた内国貨物運送申告に係る承認後に、当該運送期間の延長を行いたいとする場合には運送期間内に限り、申告者に対し、あらかじめ監視担当部門に申し出た上で、次により行うことを求めるものとする。

申告者は、「内国貨物運送申告（承認）変更（呼出し）」業務又は「内国貨物運送申告（承認）変更」業務を利用して運送期間延長の旨をシステムに入力し、送信する。

上記により運送期間延長申請を行った場合には、申告者に、「内国貨物運送期間延長申請控情報」が配信される。

監視担当部門は、当該延長申請について審査を行い、必要に応じて「内国貨物運送期間延長申請控情報」（別紙様式M - 106号）等関係書類の提出を求めるものとする。

なお、監視担当部門において、運送期間の延長を認めた場合は、審査終了の旨をシステムに入力し、送信することにより、運送期間の延長を承認し、申告者に「内国貨物運送期間延長承認情報」が配信される。

（発送手続）

6 - 6 システムにより内国貨物運送の承認を受けた貨物を発送する場合は、次により行うこととする。

「内国貨物運送承認通知書」に「要確認」、「要施封」の表示がある場合は、申告者は、貨物を発送する際に「内国貨物運送承認通知書」及びその写し1通（到着証明用）を監視担当部門に提出し、監視担当部門は、発送の確認又は施封を行い、「内国貨物運送承認通知書」（交付用及び到着証明用）にその旨を記載し、申告者に交付する。

上記以外の貨物を発送する場合は、申告者は、「内国貨物運送承認通知書」の写しを1通作成し、到着証明用として運送者に託送する。

(到着確認)

6 - 7 システムにより内国貨物運送の到着確認を行う場合は、次により行うことを求めるものとする。

前項の貨物又は異常が認められる貨物が到着した場合は、到着地税関の監視担当部門にその旨を通報し、当該監視担当部門は必要に応じ施封の確認及び解除又は貨物の確認を行い、「内国貨物運送承認通知書」(到着証明用)に到着を確認した旨を記載した上で交付する。交付を受けた者は「内国貨物運送到着確認」業務を利用して到着確認を受けた旨をシステムに入力し、送信する。

上記以外の貨物が到着した場合、到着確認を行った者は「内国貨物運送到着確認」業務を利用して到着確認を行った旨をシステムに入力し、送信する。

「内国貨物運送承認通知書」(到着証明用)の内国貨物運送申告を承認した税関への返送については、省略する。

第7節 船舶の不開港出入許可

(不開港出入許可申請)

7 - 1 外国貿易船の船長がシステムを使用して不開港への出入の許可の申請を行う場合は、船長に対し、「不開港出入許可申請」業務を利用して不開港の名称、出入しようとする船舶の名称、国籍、純トン数等の必要事項をシステムに入力し、送信することにより行うこととするものとする。

この場合において、船長に対して「不開港出入許可申請控情報」が配信される。

なお、特殊船舶の船長がシステムを使用して不開港への出入の報告を行う場合は、外国貿易船の出入手続に準じ、処理することとする。

(不開港出入許可手数料の納付)

7 - 2 外国貿易船の船長が不開港出入許可手数料を納付しようとする場合は、船長に対し、納付方法に応じて下記のとおり納付することを求めるものとする。

船長は、収入印紙による納付を行う場合は、前項に規定する「不開港出入許可申請控情報」(別紙様式M-107号)を出力し、裏面に貼付の上、不開港出入許可申請の提出先の税関官署の監視担当部門(「監視担当部門」という。以下この節において同じ)による審査終了の登録を行う前に納付するものとする。

船長は、現金による納付を行う場合は、監視担当部門が審査終了の登録を行う前に納付するものとする。

なお、当該納付については、突発的な入港等やむを得ない理由により申請に及んだ場合であり、かつ日本銀行等における国庫金の受入取扱時間内

に許可手数料を納付することができないと認められるときに行うものとする。

MPN利用方式による納付を行う場合は、監視担当部門における審査終了後、「納付番号通知情報（手数料）」が配信されるので、船長は、システムと電気通信回線を通じて通信できるインターネットバンキングやATM（現金自動預け払い機）等の金融機関が提供する納付手続の方法により、納付情報（収納機関番号、納付番号及び確認番号）を入力し、不開港出入許可手数料の納付を行うものとする。

（不開港出入許可手数料免除申請）

7-3 外国貿易船の船長が、システムを使用して船舶の不開港出入許可手数料免除申請を行おうとする場合は、船長に対し、不開港出入許可申請に併せて、不開港出入許可手数料の免除を申請する旨を入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。

（不開港出入許可申請の訂正等）

7-4 外国貿易船の船長が、この節7-1の規定により行われた不開港への出入許可の申請後、不開港出入許可手数料の納付前において当該申請事項の訂正又は撤回を行う場合は、船長に対し、「NACCS登録情報変更願」により撤回を申し出る旨をシステムに入力、送信することにより行うことを求めるものとする。監視担当部門において、撤回を認めた場合には、当該申請を撤回する旨をシステムに入力し、送信するものとする。

また、当該「NACCS登録情報変更願」について書面による提出が行われた場合には、「不開港出入許可申請控情報」を添付することを求めることがある。

なお、申請者が、改めて申請しようとするときは、この節7-1の規定による。

第2章 貨物管理

第1節 他所蔵置許可申請等

（他所蔵置許可申請）

1-1 他所蔵置の許可を受けようとする者（以下この節において「申請者」という。）が、システムを使用して他所蔵置の許可の申請をしようとする場合は、「他所蔵置許可申請」業務を利用して必要事項をシステムに入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。

なお、当該貨物について、法第24条第1項の規定により税関長が指定する場所以外の場所において積卸しをすることの許可を要するものであるときは、当該申請者は当該許可の申請と一緒にして行うことができるものとする。

（他所蔵置許可申請の書類審査及び関係書類の提出等）

1 - 2 前項の規定により他所蔵置許可申請が行われた場合には、保税取締部門及び申請者に「他所蔵置許可申請控情報」が配信されるので、当該申請に係る審査においては、当該申請控情報を書面出力する等により審査するものとし、必要に応じて当該申請者から当該申請控等関係書類の提出を求めるものとする。

なお、当該申請に係る審査が終了した場合は、「他所蔵置許可（期間延長）申請審査終了」業務を利用して必要事項をシステムに入力し、送信するものとする。この場合において、申請者に次の情報が配信される。

許可した場合

「他所蔵置許可通知情報」が配信されるので、当該申請者は、海上貨物に係る申請の場合は「他所蔵置許可通知情報」（別紙様式M-200号）を、航空貨物に係る申請の場合は「他所蔵置許可通知書」（別紙様式M-201号）を出力することができる。

許可しなかった場合

当該申請者に「他所蔵置審査結果通知情報」が配信される。

（書面申請に係る取扱い）

1 - 3 システムに参加している保税地域（以下「システム参加保税地域」という。）の被許可者又は通関業者その他のシステムを利用する者が、書面で他所蔵置許可申請をし、当該許可に係る貨物を置くことにつき税関長から指定を受けた場所（以下「他所蔵置場所」という。）において、システムを使用して引き続き輸出入申告等の税関手続を行いたいとする場合には、当該申請を行う保税取締部門に「他所蔵置許可申請書（税関様式C-3000号）」を提出し、当該申請書の備考欄にシステム利用者の利用者コード及び当該許可を受けようとする貨物の貨物管理番号又はAWB番号を記入することを求めるものとする。この場合において、当該保税取締部門は、当該申請に係る許可をしたときは、速やかに「許可・承認等情報登録（保税）」業務を利用して必要事項をシステムに入力し、送信することものとする。

（他所蔵置許可申請の訂正又は撤回）

1 - 4 申請者が、この節1-1の規定により行われた他所蔵置許可申請後、当該許可前に申請事項の訂正又は申請の撤回を行いたいとする場合は、あらかじめ保税取締部門に申し出た上で、次により行うことを求めるものとする。

申請者が申請事項の訂正を行いたいとする場合は、「他所蔵置許可（期間延長）申請呼出し」業務を利用して申請時の内容を呼び出した後、「他所蔵置許可申請」業務を利用して必要事項をシステムに入力し、送信するものとする。ただし、申請先官署コード及び貨物管理番号又はAWB番号は訂正できないので、これらの事項を訂正する場合には、下記により申請の

撤回を行うものとする。

上記により申請事項の訂正が行われた場合には、保税取締部門及び申請者に訂正後の「他所蔵置許可申請控情報」が配信されるので、当該保税取締部門は、当該情報を画面出力する等により審査し、これを認める場合には、「他所蔵置許可（期間延長）申請審査終了」業務を利用して必要事項をシステムに入力し、送信するものとする。

申請者が申請の撤回を行いたいとする場合は、申請者に「汎用申請」業務を利用して「NACCS登録情報変更願」をシステムに入力し、送信するものとし、保税取締部門において、これを認める場合には、「他所蔵置許可（期間延長）申請審査終了」業務を利用して必要事項をシステムに入力し、送信するものとする。なお、当該「NACCS登録情報変更願」について、書面による提出が行われた場合は、「他所蔵置許可申請控情報」を添付するものとする。

（他所蔵置許可の取消し）

1 - 5 申請者が、この節1 - 1の規定により行われた他所蔵置許可申請に係る許可後に、当該許可事項の訂正又は取消しを行いたいとする場合は、保税取締部門は、当該申請者に「汎用申請」業務を利用して「NACCS登録情報変更願」をシステムに入力、送信することを求め、これを認めた場合には、「他所蔵置許可（期間延長）申請審査終了」業務を利用して必要事項をシステムに入力し、送信するものとする。なお、当該「NACCS登録情報変更願」について、書面による提出が行われた場合は、「他所蔵置許可通知情報」又は「他所蔵置許可通知書」を添付することを求めるものとする。

また、当該申請者が改めて申請しようとするときは、この節1 - 1の規定により再申請することを求めるものとする。

（他所蔵置許可期間の延長）

1 - 6 申請者が、この節1 - 1の規定により行われた他所蔵置許可申請に係る許可後に、他所蔵置期間の延長を行いたいとする場合は、次により行うことを求めるものとする。

申請者は、「他所蔵置許可（期間延長）申請呼出し」業務を利用して申請時の内容を呼び出し又は「他所蔵置許可期間延長申請」業務を利用して必要事項をシステムに入力し、送信するものとする。

上記により他所蔵置許可期間延長申請を行われた場合には、保税取締部門及び申請者に「他所蔵置許可期間延長申請控情報」が配信されるので、当該申請に係る審査においては、当該申請控情報を画面出力する等により審査をするものとし、必要に応じて当該申請控情報等関係書類の提出を求めるものとする。なお、当該申請に係る許可期間の延長を認める場合は、「他所蔵置許可（期間延長）申請審査終了」業務を利用して必要事項をシステムに入力し、送信するものとする。この場合において、申請者に「他所蔵置許可

期間延長承認通知情報」が配信される。

第2節 見本持出許可申請

（見本一時持出し許可申請）

2-1 見本の一時持出しの許可を受けようとする者（以下この節において「申請者」という。）が、システム参加保税地域又は前節1-1若しくは1-3の規定による他所蔵置場所（以下「システム参加保税地域等」という。）に置かれている貨物について、システムを使用して見本持出許可申請を行う場合は、「見本持出許可申請」業務を利用して必要事項をシステムに入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。

（審査区分選定及び関係書類の提出等）

2-2 システムにおいては、前項の規定により見本持出許可申請が行われた場合、当該申請について審査区分の選定等の処理が行われ、当該処理の結果が申請者に配信されることとなるが、この場合の取扱いについては、次による。なお、申告控等関係書類の税関への提出に当たっては、便宜、ファクシミリ送信によることを認めるものとする。

簡易審査扱い（区分1）となった場合

当該申請が簡易審査扱いに選定されたときは、直ちに許可となり、申請者に「見本持出許可通知情報」が配信されるので、当該申請者は、海上貨物にあっては「見本持出許可通知情報」（別紙様式M-202号）を、航空貨物にあっては「見本持出許可通知書」（別紙様式M-203号）を出力することができる。また、当該許可に係る貨物が置かれているシステム参加保税地域に「見本持出許可貨物情報」が同時に配信される。

なお、必要に応じて当該申請に係る関係書類の税関への提出を求めるものとする。

書類審査扱い（区分2）となった場合

当該申請が書類審査扱いに選定されたときは、保税取締部門及び申請者に「見本持出許可申請控情報」が配信されるので、当該申請に係る審査においては、当該申請控情報を書面出力する等により審査するものとし、当該申請者から必要に応じて当該申請控等関係書類の税関への提出を求めるものとする。

なお、保税取締部門において、当該申請に係る見本持出許可を行う場合は、「見本持出許可申請審査終了」業務を利用して必要事項をシステムに入力し、送信するものとする。この場合において、申請者に「見本持出許可通知情報」が配信されるので、当該申請者は、海上貨物にあっては「見本持出許可通知情報」を、航空貨物にあっては「見本持出許可通知書」を出力することができる。また、当該許可に係る貨物が置かれているシステム参加保税地域に「見本持出許可貨物情報」が配信される。

（書面申請に係る取扱い）

2 - 3 申請者が、システムに登録されている貨物について、書面により見本持出許可申請を行おうとする場合は、「見本持出許可申請書」(税関様式C-3060号)を保税取締部門へ提出することにより行うこととし、当該申請書の余白に当該貨物の貨物管理番号又はAWB番号及び当該貨物が置かれている保税地域のコード等を記入することを求めるものとする。この場合において、保税取締部門は、当該申請に係る許可をしたときは、速やかに「許可・承認等情報登録(保税)」業務を利用して必要事項をシステムに入力し、送信するものとする。

（見本持出許可申請の撤回）

2 - 4 申請者が、この節2 - 1の規定により行われた見本持出許可申請後、当該許可前に当該申請の撤回を行おうとする場合は、あらかじめ当該申請者から保税取締部門に申し出た上で、次により行うことを求めるものとする。

申請者は、海上貨物にあっては「見本持出取消」業務を、航空貨物にあっては「見本持出許可取消」業務を利用して必要事項をシステムに入力し、送信するものとする。

上記により撤回が行われた場合には、保税取締部門に「見本持出取消通知情報」が配信されるので、当該情報により撤回されたことを確認するものとする。なお、当該申請者が改めて申請しようとするときは、この節2 - 1の規定により再申請することを求めるものとする。

（見本の一時持出しの許可の訂正又は取消し）

2 - 5 申請者が、この節2 - 1の規定により行われた見本持出許可申請に係る許可後に、当該許可の取消しを行いたいとする場合は、当該申請者に「汎用申請」業務を利用して「NACC S登録情報変更願」をシステムに入力、送信することを求め、保税取締部門において、これを認めた場合には、海上貨物にあっては「見本持出取消」業務を、航空貨物にあっては「見本持出許可取消」業務を利用して必要事項をシステムに入力し、送信するものとする。なお、当該「NACC S登録情報変更願」について、書面による提出が行われた場合は、「見本持出許可通知情報」又は「見本持出許可通知書」を添付することを求めるものとする。

なお、当該申請者が改めて申請しようとするときは、この節2 - 1の規定により再申請することを求めるものとする。

（見本の一時持出しに係る搬出確認）

2 - 6 この節2 - 1又は2 - 3の規定により見本持出許可を受けた外国貨物をシステム参加保税地域等から搬出する場合、当該貨物を蔵置しているシステム参加保税地域等の被許可者又は貨物管理者(以下「倉主等」という。)が

行う搬出確認は、当該貨物と当該貨物に係る見本持出許可書又はこの節2-2（審査区分選定及び関係書類の提出等）の規定により当該システム参加保税地域に配信される「見本持出許可貨物情報」等を対査確認することにより行うことを求めるものとする。なお、倉主等が当該貨物の搬出を確認したときは、速やかに「見本持出確認登録」業務を利用して必要事項を入力し、送信することを求めるものとする。

第3節 輸出入貨物の搬出入関係

（輸入貨物の搬出手続）

3-1 システム参加保税地域等における輸入貨物の搬出手続は、次により行うことを求めるものとする。

海上貨物

イ 搬入手続

輸入貨物がシステム参加保税地域等に搬入された場合は、倉主等に、搬入関係書類やシステムから配信される許可情報等に基づき、搬入貨物の記号、番号、品名、数量及び異常の有無等を確認するとともに、確認が終了したときは、速やかに「搬入確認登録（保税運送貨物）」、「システム外搬入確認登録（輸入貨物）」その他の搬入確認登録の業務を利用して必要事項をシステムに入力し、送信することにより搬入確認情報の登録を行うものとする。

なお、システム参加保税地域等に外国貨物を搬入する際に、倉主等が搬入確認の登録を行った場合には、事故等の確認のため等必要応じて当該搬入関係書類の提出するものとする。

また、この章第1節1-3の規定により登録された他所蔵置場所については、当該他所蔵置許可申請を行った者が搬入確認情報の登録を行うこととなるので留意する。

ロ 搬出手続

輸入貨物をシステム参加保税地域等から貨物を搬出する場合は、倉主等に、搬出に先立ち、関係書類やシステムから配信される許可情報等に基づき貨物を確認するとともに、確認が終了したときは、速やかに「CY搬出確認登録」、「搬出確認登録（保税運送貨物）」その他の搬出確認登録の業務を利用して必要事項をシステムに入力し、送信することにより搬出確認情報の登録を行うものとする。

ただし、次に掲げる場合は搬出確認の登録を要しないものとする。なお、次の(1)に掲げる場合において、倉主等が見本の一時持出しに係る搬出確認を行おうとするときは、前節2-6の規定により取り扱うものとする。

(1) 見本の一時持出し許可を受けた貨物の場合

(ロ) 検疫又は検査を受けるため一時的に搬出する貨物の場合

(ハ) 蔵入・移入・総保入承認貨物又は展示等承認済貨物であって、当該承認申請時における貨物の蔵置場所と蔵入先等が同一である貨物を蔵出輸入等で搬出する場合

また、システム参加保税地域等に置かれている外国貨物について、システムを使用して輸入許可又は輸入許可前引取承認がされた場合は、システムから「許可・承認貨物（輸入）情報」が当該保税地域に配信されるので、当該貨物と当該貨物情報とを対査して、当該貨物の記号、番号、品名、数量及び異常の有無等を確認するものとする。

なお、システム参加保税地域等から当該貨物が搬出される場合は、倉主等が当該貨物の貨主又はこれに代わる者からの輸入許可書又は輸入許可前引取承認書の提出は要しないが、当該貨物に係る「輸入許可貨物情報」等システムから配信される貨物情報により確認する等適宜の方法により誤搬出のないよう努めるものとする。この場合において、輸入許可済のコンテナを除き、「搬出確認登録」は要しないので、留意する。なお、この章第1節1-3（貨物情報を有する貨物に係る書面申請）の規定により登録された他所蔵置場所については、当該他所蔵置許可申請を行った者が搬出確認情報の登録を行うこととなるので留意する。

航空貨物

イ 搬入手続

第1章第3節3-1の規定によりAWB情報が登録された貨物（ULDに収容された仮陸揚貨物は除く。）をシステム参加保税地域等に搬入し蔵置する場合は、「貨物確認情報登録」業務を利用して必要事項をシステムに入力し、送信することにより貨物確認情報の登録を行うものとし、1便分の貨物確認情報の登録が終了した場合は、当該登録を行った倉主等に、直ちにシステムに登録が終了した旨を「貨物確認情報終了登録」業務を利用して入力し、送信することにより貨物確認情報終了の登録を行うものとする。なお、当該登録は当該貨物を航空機から取卸後、最初に搬入し蔵置することとなったシステム参加保税地域等の倉主等に行うものとする。また、ULDに収容されたまま運送された貨物が運送先に到着したときは、到着地の保税地域の倉主等に、直ちにULDの外装等の状況を確認するものとする。

また、保税運送が行われた貨物（他空港向一括保税運送（外国貿易機から取卸された貨物について、国際運送契約上の仕向地が他の税関空港（国内の税関空港を経由地として、外国の地域を仕向地とする場合を含む。）である貨物を、到着後、直ちに当該税関空港へ向けて到着便単位で一括して運送する方式をいう。以下同じ。）の承認を受けた貨物のうちULDで運送される貨物を除く。）が、システム参加保税地域等に搬入された場合は、倉主等に、搬入関係書類やシステムから配信される許可情報等に基づき搬入貨物の個数、事故の有無等を確認するとともに、その結果等必要事項を直ちに「搬入確認登録（システム対象内保税運送）」業務、

「搬入確認登録（システム対象外保税運送）」業務その他の搬入確認登録業務を利用してシステムに入力し、送信することにより搬入確認情報の登録を行うものとする。

なお、システム参加保税地域等に外国貨物を搬入する際に、倉主等が搬入確認の登録を行った場合には、事故等の確認のため等必要応じて当該搬入関係書類の提出するものとする。

また、この章第1節1-3（貨物情報を有する貨物に係る書面申請）の規定により登録された他所蔵置場所については、当該他所蔵置許可申請を行った者が搬入確認情報の登録を行うこととなるので留意する。

□ 搬出手続

システム参加保税地域等から貨物を搬出する場合は、倉主等に、搬出に先立ち、関係書類やシステムから配信される許可情報等に基づき貨物を確認するとともに、確認が終了したときは、速やかに「搬出確認登録（一般）」業務を利用して必要事項をシステムに入力し、送信することにより搬出確認情報の登録を行うものとする。ただし、次に掲げる場合は搬出確認の登録を要しないものとする。

- (1) 他空港向一括保税運送の承認を受けた貨物の場合
- (ロ) 見本の一時持出許可を受けた貨物の場合
- (ハ) 検疫又は検査を受けるため一時的に搬出する貨物の場合

なお、この章第1節1-3（書面申請に係る取扱い）の規定により登録された他所蔵置場所については、当該他所蔵置許可申請を行った者が搬出確認情報の登録を行うこととなるので留意とする。

（輸出貨物の搬出手続）

3-2 システム参加保税地域等における輸出しようとする貨物若しくは積戻ししようとする貨物（以下この項において「輸出未通関貨物」という。）又は輸出若しくは積戻しの許可を受けた貨物（以下この項において「輸出許可済貨物」という。）の搬出手続は、次により行うことを求めるものとする。

海上貨物

イ 搬入手続

輸出未通関貨物又は輸出許可済貨物がシステム参加保税地域等に搬入された場合は、倉主等に、搬入関係書類やシステムから配信される許可情報等に基づき、搬入貨物の個数、事故の有無等を確認するとともに、確認が終了したときは、速やかに、輸出未通関貨物にあっては「搬入確認登録（輸出未通関）」業務を利用し、また、輸出許可済貨物にあっては「搬入確認登録（輸出許可済）」業務を利用して必要事項をシステムに入力し、送信することにより搬入確認情報の登録を行うものとする。この場合において、搬入確認を行った輸出未通関貨物が、通関業者による「輸出貨物情報登録」が行われていない場合は、通関業者が当該登録を行った後、速やかに当該貨物に係る輸出管理番号等必要な事項を入力し、送信する

ことにより搬入確認登録を行うものとする。

なお、この章第1節1-3（貨物情報を有する貨物に係る書面申請）の規定により登録された他所蔵置場所については、当該他所蔵置許可申請を行った者が搬入確認情報の登録を行うこととなるので留意する。

□ 搬出手続

輸出許可済貨物をシステム参加保税地域等から搬出する場合は、倉主等に、搬出に先立ち、関係書類やシステムから配信される許可情報等に基づき貨物を確認するとともに、確認が終了したときは、速やかに「搬出確認登録（輸出許可済）」業務を利用して必要事項をシステムに入力し、送信することにより搬出確認情報の登録を行うものとする。ただし、当該貨物がシステム参加保税地域等においてコンテナ等に詰めされる場合は、「バンニング情報登録（コンテナ単位）」業務又は「バンニング情報登録（輸出管理番号単位）」業務により必要事項を入力し、送信することで搬出確認情報の登録を行うことができる。

なお、この章第1節1-3の規定により登録された他所蔵置場所については、当該他所蔵置許可申請を行った者が搬出確認情報の登録を行うこととなるので留意する。

航空貨物

イ 搬入手続

輸出未通関貨物又は輸出許可済貨物がシステム参加保税地域等に搬入された場合は、倉主等に、関係書類やシステムから配信される許可情報等に基づき搬入貨物の個数、事故の有無等を確認するよう求めるとともに、確認が終了したときは、速やかに「一括搬入確認登録」業務、「個別搬入確認登録」業務その他の搬入確認登録の業務を利用して必要事項をシステムに入力し、送信することにより搬入確認情報の登録を行うことを求めるものとする。なお、この章第1節1-3の規定により登録された他所蔵置場所については、当該他所蔵置許可申請を行った者が登録を行うこととなるので留意する。

□ 搬出手続

輸出許可済貨物をシステム参加保税地域等から搬出する場合は、倉主等に、搬出に先立ち、関係書類やシステムから配信される許可情報等に基づき貨物を確認するよう求めるとともに、確認が終了したときは、速やかに「搬出確認登録（AWB・HAWB単位）」業務、「搬出確認登録（MAWB単位）」その他の搬出確認登録の業務を利用して必要事項をシステムに入力し、送信することにより搬出確認情報の登録を行うことを求めるものとする。ただし、次に掲げる場合については当該登録の対象外とする。なお、下記□に掲げる場合において、倉主等が見本の一時持出しに係る搬出確認を行おうとするときは、この節2-6の規定により取り扱うものとする。

（1）航空会社が貨物を外国貿易機に搭載する場合

- (ロ) 見本の一時持出許可を受けた貨物又は検査指定を受けた貨物を搬出する場合
 - (ハ) システムの対象となっている他の税関空港で搭載する仮陸揚貨物で、当該空港までの保税運送承認を受けた貨物を搬出する場合
- なお、この章第1節1-3の規定により登録された他所蔵置場所については、当該他所蔵置許可申請を行った者が搬出確認情報の登録を行うこととなるので留意する。

(事故等情報の登録)

3-3 システム参加保税地域等の倉主等が貨物の搬出入時又は蔵置中に、銃砲刀剣類、麻薬類等の特殊貨物又は事故貨物を発見したときは、当該システム参加保税地域等を管轄する税関官署の保税取締部門に当該事実について報告するとともに、「事故貨物確認登録」業務を利用して必要事項をシステムに入力し、送信することを求めるものとする。なお、事故貨物の内容によっては、システムを使用して当該貨物の貨物情報の内容を呼び出し、訂正事項の内容をシステムに入力し、送信することにより「貨物情報訂正」を行うことを求めるものとする。また、保税取締部門において当該報告を受けたときは、必要に応じ倉主等の立会いのもと事故状況等を確認し、必要な措置を講ずるものとする。

(搬出関係書類の保存の省略)

3-4 倉主等がこの章第4節4-1イに規定する帳簿を保存している場合には、関税法基本通達34の2-1イの規定による搬出関係書類の保存を要しないものとする。

また、システムから配信される「輸入許可貨物情報」等の貨物情報についても、同様とする。

(長期蔵置貨物報告書の提出の省略)

3-5 関税法基本通達34の2-1ロの規定により倉主等が提出することとなっている「長期蔵置貨物報告書」(税関様式C-3030号)については、保税取締部門において、システムから配信される「長期蔵置貨物情報」又は「長期蔵置貨物データ」により貨物の蔵置状況の確認に支障がないと認める場合には、当該報告書の提出を省略するものとする。この場合において、保税取締部門が必要と認める場合には、当該長期蔵置貨物情報を該当するシステム参加保税地域の倉主等に送付し、長期蔵置貨物の蔵置状況について調査、確認し、必要な措置を講ずることを求めるものとする。

第4節 保税台帳関係

(システム参加保税地域における帳簿の取扱い)

4 - 1 システム参加保税地域における帳簿の取扱いは、次による。

システムを使用して許可、承認等がされた貨物に係る帳簿の取扱い

- イ システムを使用して許可、承認等がされた貨物(下記口の貨物を除く。)に係る帳簿の取扱い

システムから配信される民間管理資料(海上貨物にあっては「輸入貨物搬出入データ」、「輸出貨物搬出入データ」及び「貨物取扱等一覧データ」、航空貨物にあっては「航空輸出貨物取扱等一覧データ」、「航空輸出貨物搬出入データ」、「航空輸入貨物搬出入データ」及び「航空輸入貨物取扱等一覧データ」に限る。以下この節において同じ。)を下記 の方法により保存することで、これを帳簿と認めるものとする。

なお、システムから配信される貨物の搬出入、許可、承認等に係る情報を自社システムで整理したものを保存する場合又は許可、承認等に係る書面及び関係する社内帳票等を整理保管する場合も同様とする。

- 口 第7章に規定する汎用申請等により税関手続が行われた貨物に係る帳簿の取扱い

許可、承認又は届出が第7章に規定する汎用申請等により行われた場合は、民間管理資料に反映されないため、別途帳簿を設け、必要事項を記載するものとする。ただし、配信された民間管理資料に必要事項を追記した上で、これを上記イにより帳簿として保存する場合は、この限りでない。

上記 以外の貨物に係る帳簿の取扱い

別途帳簿を設け、必要事項を記載するものとする。ただし、配信された民間管理資料に必要事項を追記した上で、これを上記 により帳簿として保存する場合は、この限りでない。

帳簿の保存方法

- イ 電磁的記録による保存

上記 イの帳簿について、電磁的記録(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成16年法律第149号)第2条第4号に規定する「電磁的記録」)をいう。以下この節において同じ。)により保存する場合は、関税法基本通達34の2-4(電磁的記録による帳簿の保存)に準じて取り扱うものとする。

この場合において、システムより配信される民間管理資料を、そのままの形式(CSV方式)で電磁的記録に保存することを認めるものとするが、特に必要と認める場合には、整然とした表形式で見読できることとする。

- 口 書面による保存

上記 イの帳簿を書面により保存する場合は、整然とした表で保存することを求めるものとする。

保存期間

帳簿は、記載すべき事項が生じた日から起算して2年を経過する日までの

間(その間に当該帳簿について保税業務検査を受けた場合にあっては、当該保税業務検査を受けた日までの間)(法第51条第1項に規定する承認を受けた者にあっては5年を経過する日までの間)保存することを求めるものとする。

第5節 貨物取扱い関係

(他所蔵置場所における貨物取扱いの届出)

5-1 この章第1節1-1又は1-3の規定による他所蔵置場所に置かれている貨物について、貨物取扱いの届出を行おうとする者が、システムを使用して当該届出を行おうとする場合は、当該者に対し、「貨物取扱登録(内容点検)」、「貨物取扱登録(改装・仕分け)」又は「貨物取扱登録(仕合せ)」業務を利用して必要事項をシステムに入力し、送信することにより行うこととする。

(貨物取扱いの許可申請)

5-2 貨物取扱いの許可を受けようとする者(以下この節において「申請者」という。)が、システム参加保税地域に置かれている貨物について、システムを使用して貨物取扱いの許可申請を行おうとする場合は、当該申請者に対し、「貨物取扱許可申請」業務を利用して必要事項をシステムに入力し、送信することにより行うこととする。

(審査区分選定及び関係書類の提出等)

5-3 システムにおいては、前項の規定により貨物取扱許可申請が行われた場合、当該申請について審査区分の選定等の処理が行われ、当該処理の結果が申請者に配信されることとなるが、この場合の取扱いについては、次による。

なお、申告控等関係書類の税關への提出に当たっては、便宜、ファクシミリ送信によることを認めるものとする。

簡易審査扱い(区分1)となった場合

当該申請が簡易審査扱いに選定されたときは、直ちに許可となり、申請者に「貨物取扱許可通知情報」が配信されるので、当該申請者は、海上貨物にあっては「貨物取扱許可通知情報」(別紙様式M-204号)を、航空貨物にあっては「貨物取扱許可通知書」(別紙様式M-205号)を出力することができる。また、当該許可に係る貨物が置かれているシステム参加保税地域に「貨物取扱許可貨物情報」が同時に配信される。

なお、必要に応じて当該申請に係る関係書類の提出を求めるものとする。

書類審査扱い(区分2)となった場合

当該申請が書類審査扱いに選定されたときは、保税取締部門及び申請者に「貨物取扱許可申請控情報」が配信されるので、当該申請に係る審査に

おいて、当該申請控情報を書面出力する等により審査するものとし、必要に応じて当該申請者から当該申請控等関係書類の提出を求めるものとする。

なお、保税取締部門において、当該申請に係る許可をする場合は、「貨物取扱許可申請審査終了」業務を利用して必要事項をシステムに入力し、送信するものとする。この場合において、申請者に「貨物取扱許可通知情報」が配信されるので、当該申請者は、海上貨物にあっては「貨物取扱許可通知情報」を、航空貨物にあっては「貨物取扱許可通知書」を出力することができ、また、当該許可に係る貨物が置かれているシステム参加保税地域に「貨物取扱許可貨物情報」が配信される。

（書面申請に係る取扱い）

5 - 4 申請者が、システムに貨物情報が登録されている貨物について、書面により貨物取扱許可申請を行おうとする場合は、「貨物取扱い許可申請書」(税関様式C-3110号)を保税取締部門へ提出することにより行うこととし、当該申請書の余白に当該貨物の貨物管理番号又はAWB番号等必要事項を記入することを求めるものとする。この場合において、当該保税取締部門は、当該申請に係る許可をしたときは、速やかに「許可・承認等情報登録(保税)」業務を利用して必要事項をシステムに入力し、送信することとする。

（貨物取扱いの許可申請の撤回）

5 - 5 申請者が、この節5-2の規定により行われた貨物取扱許可申請後、許可前に当該申請の撤回を行おうとする場合は、あらかじめ当該申請者から保税取締部門に申し出た上で、次により行うことを求めるものとする。

申請者は、「貨物取扱取消」業務を利用して必要事項をシステムに入力し、送信することを求めるものとする。

上記により撤回が行われた場合には、保税取締部門に「貨物取扱許可取消通知情報」が配信されるので、当該情報により撤回されたことを確認するものとする。なお、当該申請者が改めて申請しようとするときは、この節5-2の規定により再申請することを求めるものとする。

（貨物取扱いの許可の取消し）

5 - 6 申請者が、この節5-2の規定により行われた貨物取扱許可申請に係る許可後に、当該許可の取消しを行いたいとする場合は、当該申請者は「NACC S登録情報変更願」をシステムに入力、送信することを求め、保税取締部門においてこれを認めた場合には、「貨物取扱取消」業務を利用して必要事項をシステムに入力し、送信するものとする。なお、当該「NACC S登録情報変更願」について、書面による提出が行われた場合は、「貨物取扱許可通知情報」又は「貨物取扱許可通知書」を添付することを求めるものとする。

また、当該申請者が改めて申請しようとするときは、この節5-2の規定により再申請することを求めるものとする。

(貨物取扱いの確認)

5 - 7 この節 5 - 3 又は 5 - 4 の規定により貨物取扱いの許可がされた場合に行う倉主等の貨物取扱いの確認は、当該貨物と当該貨物に係る貨物取扱許可書又はこの節 5 - 3 の規定により出力された「貨物取扱許可貨物情報」等を対査確認することにより行うことを求めるものとする。

第 3 章 保税運送関係

第 1 節 保税運送申告等

(保税運送の申告)

1 - 1 保税運送申告を行う者（以下この節及び次節において「申告者」という。）が、システムを使用して当該申告を行う場合は、海上貨物にあっては「保税運送申告」業務を、航空貨物にあっては「保税運送申告（一般）」業務を利用して必要事項をシステムに入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。

なお、航空貨物について、他空港向一括保税運送申告を行う場合は、当該申告に先立ち、到着便に係る A W B 情報の登録時に、仕向地、運送種別等必要な事項を入力することを求めるものとする。

(システム処理対象外貨物)

1 - 2 次に掲げる貨物の保税運送申告は、システムによることなく、それぞれ「外国貨物運送申告書（目録兼用）」（税関様式 C 4000 号）により行うことを求めるものとする。

海上貨物

- イ 担保の提供を要する貨物
- ロ コンテナ扱いの申出が適用となった未通関積戻し貨物

航空貨物

- イ 検疫を要する貨物

関税法基本通達 30 - 5 イのただし書に規定する検疫を必要とする生きている動物の運送又は一時持出しされる要検疫貨物の指定検疫場所若しくは空港検疫所への運送

- ロ 入国旅客等の別送貨物

関税法基本通達 63 - 25 に規定する別送貨物の税関旅具検査場への運送

- ハ 検査又は担保の提供を要する貨物

保税運送のための担保の提供に規定されている貨物の検査又は担保の提供を必要とする場合の運送

(審査区分選定及び関係書類の提出等)

1 - 3 システムにおいては、この節 1 - 1 の規定により保税運送申告が行われた場合、当該申告について審査区分の選定等の処理が行われ、当該処理の結果が申告者に配信されることとなるが、この場合の取扱いについては、次によるものとする。

なお、申告控等関係書類の税関への提出に当たっては、便宜、ファクシミリ送信によることを認めるものとする。

簡易審査扱い（区分1）となった場合

当該申告が簡易審査扱いに選定されたときは、直ちに承認となり、申告者に「保税運送承認通知情報」が配信されるので、当該申告者は、「保税運送承認通知書」（海上貨物に係る申告にあっては別紙様式M - 300号、航空貨物に係る申告にあっては別紙様式M - 301号、M - 302号、M - 303号及びM - 304号）を出力することができる。

なお、必要に応じて当該申告に係る関係書類の提出を求めるものとする。

書類審査扱い（区分2）となった場合

当該申告が書類審査扱いに選定されたときは、保税取締部門及び申告者に「保税運送申告控情報」が配信されるので、当該申告に係る審査においては、当該申告控情報を書面出力する等により審査するものとし、必要に応じて「保税運送申告控」（海上貨物に係る申告にあっては別紙様式M - 305号、航空貨物に係る申告にあってはM - 306号、M - 307号及びM - 308号）等関係書類の提出を求めるものとする。

なお、保税取締部門において、当該申告に係る承認をする場合は、「保税運送申告審査終了」業務を利用して必要事項を入力し、送信するものとする。この場合において、申告者に次の情報が配信される。

イ 承認した場合

「保税運送承認通知情報」が配信されるので、当該申告者は、「保税運送承認通知書」を出力することができる。

なお、航空貨物であって、発送確認又は施封が必要と認められる貨物については、当該申告者に対し、「要確認扱い」又は「要施封扱い」である旨を伝え、「保税運送承認通知書」の提出を求め、当該通知書に「要確認扱い」又は「要施封扱い」である旨を記載するものとする。

ロ 承認しなかった場合

当該申告者に「保税運送不承認通知情報」が配信される。

（書面申告に係る取扱い）

1 - 4 申告者が、システムに貨物情報が登録されている貨物について、書面により保税運送申告を行おうとする場合は、「外国貨物運送申告書（目録兼用）」（税関様式C - 4000号）を保税取締部門に提出することにより行うこととし、当該申告書の備考欄に当該貨物の貨物管理番号又はAWB番号、当該貨物が置かれている保税地域のコード及び運送先の保税地域のコード等必要な事項を記入することを求めるものとする。この場合において、当該保税取

締部門は、当該申請に係る承認をしたときは、速やかに「許可・承認等情報登録（保税）」業務を利用して必要事項をシステムに入力し、送信することとする。

（保税運送の承認申告の訂正又は撤回）

1 - 5 申告者が、この節1 - 1の規定により行われた保税運送申告後、承認前に当該申告事項の訂正又は申告の撤回を行いたいとする場合は、あらかじめ保税取締部門に申し出た上で、次により行うことを求めるものとする。

申告者は、「保税運送申告（承認）変更呼出し」業務により申告時の内容を呼び出した後、「保税運送申告（承認）変更」業務を利用して必要事項をシステムに入力し、送信するものとする。ただし、申告官署コード、申告者コード、申告者名、発送地コード及び発送地名の訂正はできないため、当該申告の撤回を行うこととなるので、留意する。

上記により申告事項の訂正の内容又は申告の撤回の旨がシステムに送信された場合は、保税取締部門及び申告者に、訂正の場合にあっては「保税運送申告控情報」が、撤回の場合にあっては「保税運送申告取消通知情報」が配信されるので、当該保税取締部門は、これらの情報を画面出力する等により審査し、これを認める場合には、「保税運送申告審査終了」業務を利用して必要事項を入力し、送信するものとする。なお、必要に応じて、当該申告者から申告控等関係書類の提出を求めるものとする。

（保税運送の承認の訂正又は取消し）

1 - 6 申告者が、この節1 - 1の規定により行われた保税運送申告に係る承認後に、当該承認事項の訂正又は承認の取消しを行いたいとする場合には、あらかじめ保税取締部門に申し出た上で、次により行うことを求めるものとする。

申告者は、「保税運送申告（承認）変更呼出し」業務により申告時の内容を呼び出した後、「保税運送申告（承認）変更」業務を利用して必要事項をシステムに入力し、送信するものとする。

上記により承認事項の訂正の内容又は承認の取消しの旨がシステムに送信された場合は、保税取締部門及び申告者に「保税運送承認訂正・取消控情報」が配信されるので、当該保税取締部門は、当該情報を画面出力する等により審査し、これを認める場合には、「保税運送申告審査終了」業務を利用して必要事項を入力し、送信するものとする。なお、必要に応じて、当該申告者から申告控等関係書類の提出を求めるものとする。また、承認事項の訂正又は承認の取消しを認めた場合には、申告者は「保税運送承認訂正・取消控情報」（海上貨物に係る申告の訂正にあっては別紙様式M - 309号、航空貨物に係る申告の訂正にあっては別紙様式M - 310号、別紙様式M - 311及び号別紙様式M - 312号）を出力することができる。

(保税運送承認後における運送期間の延長)

1 - 7 申告者が、この節1 - 1の規定により行われた保税運送申告に係る承認後に、運送期間の延長を行いたいとする場合には、運送期間内に限り、あらかじめ保税取締部門に申し出た上で、次により行うことを求めるものとする。

申告者は、「保税運送申告(承認)変更呼出し」業務によりシステムを使用して申告時の内容を呼び出した後、「保税運送申告(承認)変更」業務を利用して必要事項をシステムに入力し、送信するものとする。

上記により運送期間延長申請を行った場合には、保税取締部門及び申告者に「運送期間延長申請控情報」が配信されるので、当該保税取締部門は、当該情報を書面出力する等により審査し、これを承認する場合には、「保税運送申告審査終了」業務を利用して必要事項を入力し、送信するものとする。なお、必要に応じて、当該申告者から申告控等関係書類の提出を求めるものとする。また、当該承認がされた場合には、申告者は、海上貨物に係る申請の場合は「運送期間延長申請控情報」(別紙様式M - 313号)、航空貨物に係る申請の場合は「運送期間延長申請控」別紙様式M - 314号、別紙様式M - 315号及び別紙様式M - 316号)を出力することができる。

第2節 保税運送申告等に係る貨物の発送手続及び到着確認

(保税運送貨物の発送手続)

2 - 1 システムにより保税運送の承認がされた貨物を発送する場合の手続は、保税運送の承認を受けた者等に対し、次により行うことを求めるものとする。

発送地及び到着地がシステム参加保税地域等である場合

「保税運送承認通知書」に「要確認」若しくは「要施封」の表示があった場合又は申告者が保税取締部門からその旨の記載を受けた場合には、貨物を発送する際に、保税取締部門に当該貨物と「保税運送承認通知書」を提出することとし、その貨物について発送の確認又は施封を受けるものとする。

なお、海上貨物のうち、上記以外の貨物を運送する場合には、税関が特に指示した場合を除き、当該通知書の携行を要しないものとする。

また、貨物を発送する際に発送地の倉主等が行う搬出手続は、前章第3節3 - 1 口又は 口の規定により行うものとする。

その他の場合

貨物を運送する場合には、「保税運送承認通知書」(関税法基本通達34の2 - 1 に規定するファクシミリ送信された書類を含む。)を携行することを求めるものとする。

なお、「保税運送承認通知書」に「要確認」又は「要施封」の表示がある貨物の発送に当たっては、上記の規定に準じて取扱うものとする。

また、貨物を発送する際に発送地の倉主等が行う搬出手続は、関税法基本

通達 34 の 2 - 1 の 口の規定に準じて行うことを求めるものとする。

(保税運送貨物の到着確認)

2 - 2 システムにより保税運送の承認がされた貨物が到着した場合の倉主等の確認は、次により行うことを求めるものとする。

到着地がシステム参加保税地域等である場合

貨物が運送先に到着したときに倉主等が行う搬入手続は、前章第 3 節 3

- 1 イ又は イの規定により行うことを求めるものとする。

到着地がシステム不参加保税地域等である場合

貨物が運送先に到着したときの倉主等が行う搬入手続及び税関が行う到着確認は、関税法基本通達 63 - 13 の規定に準じて取扱うものとする。この場合において、「保税運送承認通知書」の提出に関しては、同通達 63 - 14 の規定にかかわらず、到着地税関に提出するものとし、発送地税関への提出は要しないこととする。また、到着地の保税地域を管轄する税関官署の保税取締部門は、申告者から提出された「保税運送承認通知書」に基づき、システムに保税運送申告番号等必要事項を入力し、送信することにより到着確認情報の登録を行うものとする。ただし、到着地税関において到着確認情報の登録ができない場合には、運送申告者に、当該到着地税関において到着確認を受けた上で、発送地税関に提出することを求めるものとする。

第 3 節 包括保税運送申告等

(包括保税運送の申告)

3 - 1 包括保税運送申告を行う者（以下この節において「申告者」という。）が、システムを使用して当該申告を行う場合は、「包括保税運送申告」業務を利用して必要事項をシステムに入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。また、現在承認されている包括保税運送申告について継続申告を行う場合は、承認期間内に限り行うことができる。

(審査区分の選定及び関係書類の提出等)

3 - 2 システムにおいて、前項の規定により包括保税運送申告が行われた場合は、当該申告について審査区分の選定等の処理が行われ、当該処理の結果が申告者に配信されることとなるが、この場合の取扱いについては、次によるものとする。

簡易審査扱い（区分 1 ）となった場合

当該申告が簡易審査扱いに選定されたときは、直ちに承認となり、申告者に「包括保税運送承認通知情報」（別紙様式 M - 317 号）が配信されるので、当該申告者は、「包括保税運送承認通知書」を出力することができる。

なお、必要に応じて当該申告に係る関係書類の提出を求めるものとする。

書類審査扱い（区分 2 ）となった場合

当該申告が書類審査扱いに選定されたときは、保税取締部門及び申告者に「包括保税運送申告控情報」が配信されるので、当該申告に係る審査においては、当該申告控情報を書面出力する等により審査するものとし、必要に応じて「包括保税運送申告控」(別紙様式M-318号)等関係書類の提出を求めるものとする。

保税取締部門において、当該申告を承認する場合は、「包括保税運送承認審査終了」業務を利用して必要事項を入力し、送信するものとする。この場合において、申告者に「包括保税運送承認通知情報」が配信され、当該申告者は、「包括保税運送承認通知書」を出力することができる。

(包括保税運送申告の撤回及び承認の取消し)

3-3 申告者が、この節3-1の規定により行われた包括保税運送申告後、承認前に当該申請の撤回を行いたいとする場合又は当該申告に係る承認後に承認の取消しを行いたいとする場合は、当該申告者は「NACC S登録情報変更願」をシステムに入力、送信することを求め、保税取締部門において、これを認める場合には、「包括保税運送承認審査終了」業務を利用して必要事項をシステムに入力し、送信するものとする。なお、当該「NACC S登録情報変更願」について、書面で提出が行われた場合は、「包括保税運送申告控」又は「包括保税運送承認通知書」を添付することを求めるものとする。

なお、包括保税運送申告後の申告内容の訂正はできないので、申告内容の訂正が必要となった場合は、申告の撤回又は承認の取消しを行い、当該申告者が改めて申告をしようとするときは、この節3-1の規定により再申告することを求めるものとする。

(個別運送の登録)

3-4 申告者が、システムを使用して行われた包括保税運送承認に基づく貨物の運送(以下この節及び次節において「個別運送」という。)を行う場合は、「保税運送申告」業務を利用して必要事項をシステムに入力し、送信することにより個別運送の登録を行うことを求めるものとする。

(個別運送の受付通知)

3-5 前項の規定により登録された個別運送が、システムにより受け付けられた場合、申告者及び倉主等に、海上貨物に係る個別運送にあっては「個別運送受付情報」が配信され、航空貨物に係る個別運送にあっては「SLIP FOR TRANSPORTATION」情報」が配信されるので、これらの者は、それぞれ「個別運送受付情報」(別紙様式M-319号)「SLIP FOR TRANSPORTATION」(別紙様式M-320号及びM-321号)を出力することができる。

(個別運送の訂正又は取消し)

3-6 申告者が、前項の規定により個別運送が受け付けられた後、当該運送

に係る事項について訂正又は取消しを行いたいとする場合には、次により行うこと求めるものとする。

申告者は、「保税運送申告（承認）変更呼出し」業務により個別運送の内容を呼び出した後、「保税運送申告（承認）変更呼出し」業務を利用して必要事項をシステムに入力し、送信するものとする。

上記により訂正を行った場合、申告者及び倉主等に、海上貨物に係る個別運送にあっては「個別運送訂正受付情報」が配信され、航空貨物に係る個別運送にあっては「SFT（SLIP FOR TRANSPORTATION）情報」が配信される。

また、上記により取消しを行った場合には、申告者及び倉主等に、海上貨物に係る申告にあっては、「個別運送取消通知情報」が配信され、航空貨物に係る申告にあっては、「SFT（SLIP FOR TRANSPORTATION）情報」が配信される。

第4節 個別運送に係る貨物の発送手続及び到着確認

（個別運送貨物の発送手続）

4-1 システムを使用して個別運送が行われる場合の発送手続等については、個別運送を行う者等に対し、次により行うよう求めるものとする。

到着地がシステム参加保税地域等である場合

貨物を運送する場合にあっては、税関が特に指示をした場合を除き、「個別運送受付情報（関税法基本通達34の2-1に規定するファクシミリ送信された書類を含む。以下この項において同じ。）」等の携行を要しないものとする。ただし、航空貨物を運送する場合にあっては、「SLIP FOR TRANSPORTATION」の携行を要することとなるので留意する。

なお、貨物を発送する際に発送地の倉主等が行う搬出手続は、前章第3節3-1 口又は 口の規定により行うことを求めるものとする。

到着地がシステム参加保税地域等でない場合

貨物を運送する場合には、「個別運送受付情報」等を携行することを求めるものとする。

なお、貨物を発送する際に発送地の倉主等が行う搬出手続は、関税法基本通達63-24の規定に準じて行うことを求めるものとする。

（個別運送貨物の到着確認）

4-2 システムを使用して個別運送が行われた場合の倉主等の確認は、次により行うことを求めるものとする。

到着地がシステム参加保税地域等である場合

貨物が到着した際に到着地の倉主等が行う搬入手続は、前章第3節3-1 口又は 口の規定により行うことを求めるものとする。

到着地がシステム参加保税地域等でない場合

貨物が到着した際に到着地の倉主等が行う搬入手続は、関税法基本通達 63 - 24 の規定に準じて取扱うものとする。なお、到着地がシステムに参加していない場合は、この節 3 - 6 の規定より出力された「個別運送受付情報」等又は送り状（関税法基本通達 63 - 24 に規定する送り状をいう。）の税関への提出後、到着地の保税地域を管轄する税関官署の保税取締部門が当該貨物の到着確認に係る保税運送申告番号等必要な事項をシステムに入力し、送信するものとする。

第 5 節 特定保税運送の登録等

（特定保税運送の登録）

5 - 1 特定保税運送者（法第 63 条の 2 第 1 項に規定する「特定保税運送者」をいう。以下同じ。）が、システムを使用して特定保税運送（同項に規定する「特定保税運送」をいう。以下この節及び次節において同じ。）を行う場合は、「保税運送申告」業務を利用して必要事項をシステムに入力し、送信することにより特定保税運送の登録を行うことを求めるものとする。

（特定保税運送の受付通知）

5 - 2 前項の規定により登録された特定保税運送が、システムにより受け付けられた場合には、特定保税運送者及び倉主等に「特定保税運送受付情報」が配信されるので、これらの者は、海上貨物に係る運送にあっては「特定保税運送受付情報」（別紙様式 M - 322 号）、航空貨物に係る運送にあっては「特定保税運送受付書」（別紙様式 M - 323 号、別紙様式 M - 324 号及び別紙様式 M - 325 号）を出力することができる。

（特定保税運送の訂正又は取消し）

5 - 3 特定保税運送者が、前項の規定により特定保税運送が受け付けられた後、当該運送に係る事項について訂正又は登録の取消しを行う場合には、次により行うこととする。

特定保税運送者は、「保税運送申告（承認）変更呼出し」業務によりシステムを使用して受け付けられた特定保税運送の内容を呼び出した後、「保税運送申告（承認）変更」業務を利用して必要事項システムに入力し、送信するものとする。

上記 により訂正を行った場合には、特定保税運送者及び倉主等に、海上貨物に係る運送の訂正の場合にあっては「特定保税運送訂正受付情報」が、航空貨物に係る運送の訂正の場合にあっては「特定保税運送受付情報」が配信される。

また、上記 により取消しを行った場合には、特定保税運送者及び倉主等に「個別運送取消通知情報」が配信される。

第6節 特定保税運送の個別運送に係る貨物の発送手続及び到着確認

(特定保税運送貨物の発送手続)

6-1 システムを使用して特定保税運送が行われる場合の発送手続等については、税関が特に指示をした場合を除き、「特定保税運送受付情報（関税法基本通達34の2-1に規定するファクシミリ送信された書類を含む。以下この項において同じ。）」の携行を要しないものとする。ただし、航空貨物を運送する場合にあっては、「特定保税運送受付書」の携行を要することとなるので留意する。

なお、貨物を発送する際に発送地の倉主等が行う搬出手続は、前章第3節3-1 口又は 口の規定により行うことを求めるものとする。

(特定保税運送貨物の到着確認)

6-2 システムを使用して特定保税運送が行われた場合の到着確認として貨物が到着した際に到着地の倉主等が行う搬入手続は、前章第3節3-1 イ又は イの規定により行うことを求めるものとする。

第4章 輸出通関関係

第1節 輸出申告

(輸出申告事項の登録)

1-1 輸出申告（法第67条の3第2項に規定する特定輸出申告、特定委託輸出申告及び特定製造貨物輸出申告並びに関税法基本通達67-2-5に規定するマニフェスト等による輸出申告並びに別送品輸出申告（同通達67-2-7及び67-2-8に規定する旅具通関扱いをする貨物に係る輸出申告をいう。以下同じ。）を除く。以下この節及び次節において同じ。）を行う者及びその代理人である通関業者（以下この節及び次節において「通関業者等」という。）がシステムを使用して輸出申告を行う場合は、当該申告に先立ち、次のいずれかの方法により輸出申告事項の登録を行うことを求めるものとする。

「輸出申告事項登録」業務を利用して必要事項を登録する方法

「輸出申告事項呼出し」業務を利用して輸出申告事項の登録に必要な事項を呼び出した上で、輸出申告事項を登録する方法

(輸出申告)

1-2 通関業者等がシステムを使用して輸出申告を行う場合は、前項の規定により登録された輸出申告事項について通関業者等に出力される応答画面の内容又は入力控情報として出力される内容を確認の上、次のいずれかの方法により輸出申告の登録を行うことを求めるものとする。

なお、いずれの場合においても、通関業者が輸出申告を行う場合には、処

理法第5条の規定に基づき、あらかじめ通関士が応答画面又は入力控等により申告内容を審査の上、輸出申告を行うこととなるので、留意する。

また、輸出申告事項登録済みのものについては、貨物が保税地域に未搬入であっても輸出申告の入力をしておくことにより、倉主等による搬入確認の登録をもって自動的に輸出申告を行うことができ、また、税関官署の開庁時間外に輸出申告の入力をしておくことにより、翌日(行政機関の休日を除く。)の官庁の執務時間の開始時刻に自動的に輸出申告を行うことができるものとする。

「輸出申告」業務を利用して、必要事項を入力して送信する方法

「輸出申告事項登録」業務の応答画面に出力される情報を確認の上、必要事項を入力して送信する方法

(審査区分選定及び関係情報の配信)

1 - 3 システムにおいては、前項の輸出申告が行われた場合において、当該輸出申告について審査区分の選定等の処理を行い、通関業者等に「輸出申告控情報」(海上貨物(この節1 - 1の規定により「B / L番号」が輸出申告事項に登録されたもの。以下この章において同じ。)に係る輸出申告にあっては別紙様式M - 400号、別紙様式M - 402号、別紙様式M - 534号及び別紙様式M - 536号、航空貨物(この節1 - 1の規定により「AWB番号」が輸出申告事項に登録されたもの。以下この章において同じ。)に係る輸出申告にあっては別紙様式M - 401号、別紙様式M - 403号、別紙様式M - 535号及び別紙様式M - 537号)が配信される。

なお、この場合、審査区分が簡易審査扱い(区分1)となった輸出申告については、輸出申告後直ちに輸出許可となり、「輸出許可等通知情報」が配信される。

(輸出申告時の提出書類等の提出)

1 - 4 輸出申告がシステムにより受理され、通関業者等に「輸出申告等控情報」(簡易審査扱い(区分1)の場合は「輸出許可等通知情報」。以下この節において同じ。)が配信されたときは、航空貨物で、審査区分が書類審査扱い(区分2)又は検査扱い(区分3)となった輸出申告については、当該輸出申告等控情報を「輸出申告控」として出力し、当該輸出申告に係る仕入書(第10節により仕入書を提出している場合を除く。)又はこれに代わる書類その他必要な書類(以下この章において「添付書類等」という。)を添付して、他の輸出申告については、添付書類等に申告等番号、申告等年月日、申告先税関官署及び部門並びに通関業者等名その他必要事項(以下この章において「輸出申告番号等」という。)を付記して、次に定めるところにより、輸出申告(この章第10節の予備審査制による申告を含む。)を行った税関官署の通関担当部門(以下この章において「通関担当部門」という。)に提出することを求めるものとする。

提出期限

輸出申告の日から 3 日以内（期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、その日の翌日をもって当該期間の末日とする。）

提出書類

- イ 輸出申告控 1 部（航空貨物で書類審査扱い（区分 2 ）又は検査扱い（区分 3 ）のものに限る。）
- ロ 法その他関税に関する法令の規定により、輸出申告に際して税関に提出すべきものとされている添付書類等

（検査等の指定）

1 - 5 通関担当部門又はこの節 1 - 2 の規定により行われた輸出申告に係る貨物の検査を行う検査担当部門（以下この節において「検査担当部門」という。）は、審査区分が検査扱い（区分 3 ）となった輸出申告については、現場検査（関税法基本通達 67 - 1 - 7 に規定する事前検査を含む。）本船検査、ふ中検査、検査場検査（大型 X 線検査装置による検査を含む。）又は見本検査（他法令の該非の確認、統計品目分類、知的財産侵害物品の認定等輸出貨物についての適正な審査を行うための見本確認をいう。以下この項において同じ。）（貨物確認（他法令の該非の確認、統計品目分類、知的財産侵害物品の認定等輸出貨物についての適正な審査を行うための検査をいう。）を含む。以下この項及びこの節 1 - 7 において同じ。）のいずれかに指定するものとする。

検査に指定したことについては、システムを通じて「検査指定情報」が通関業者等に配信される。それらのうち、検査場検査又は見本検査に指定した貨物について、通関業者等は当該指定情報を「検査指定票（申告書用）」（海上貨物に係る検査にあっては別紙様式 M - 404 号、航空貨物に係る検査にあっては別紙様式 M - 405 号）及び「検査指定票（運搬・倉主等用）」（海上貨物に係る検査にあっては別紙様式 M - 406 号、航空貨物に係る検査にあっては別紙様式 M - 407 号）として出力し、当該指定貨物に係る蔵置場所と税関検査場間の運搬等を行うものとする。

なお、倉主等にも「検査指定情報」が配信されるので、必要に応じ当該情報を「検査指定票（倉主等用）」（海上貨物に係る検査にあっては別紙様式 M - 408 号、航空貨物に係る検査にあっては別紙様式 M - 409 号）として出力し、利用することができる。

（輸出申告の訂正）

1 - 6 通関業者等が、輸出申告の後、当該申告に係る輸出の許可までの間に申告内容を訂正する場合は、あらかじめ当該通関業者等から通関担当部門に対し訂正についての申出を行った後、次により取り扱うものとする。ただし、輸出者コード、輸出者名及び申告種別コード等は訂正できないので、これらの事項を訂正する場合は、輸出申告を撤回の上、再度、輸出申告を行うことを求めるものとする。

通関業者等は、システムを使用して輸出申告において申告した事項及び訂正を必要とする事項を入力して送信することにより変更事項登録を行い、応答画面の内容を確認して送信又は事前に輸出申告の変更事項登録をした情報をを利用して必要事項を入力し、これを送信することにより輸出申告の訂正登録を行うものとする。

なお、通関業者が訂正登録を行う場合には、処理法第5条の規定に基づき、あらかじめ通関士が訂正内容を審査した上で訂正登録を行うこととなるので留意する。

上記の訂正の登録に係るシステムの処理の結果、当該申告内容の訂正が登録されたときは、通関業者等に訂正後の情報に基づく「輸出申告等変更控情報」(海上貨物に係る輸出申告にあっては別紙様式M-410号、別紙様式M-412号、別紙様式M-538号及び別紙様式M-540号、航空貨物に係る輸出申告にあっては別紙様式M-411号、別紙様式M-413号、別紙様式M-539号及び別紙様式M-541号)が配信される。

上記により通関業者等に「輸出申告等変更控情報」が配信された場合は、海上貨物については、訂正登録後の輸出申告番号等を付記した添付書類等を、航空貨物については、訂正後の輸出申告控及び添付書類等を、直ちに通関担当部門に提出することを求めるものとする。

(輸出許可の通知)

1-7 通関担当部門(あらかじめ通關担当部門から依頼を受けている場合は検査担当部門)は、システムを使用して行われた輸出申告について、審査及びその申告に係る貨物についての必要な検査を行った上、貨物の輸出を許可しようとするときは、システムに輸出申告審査終了の登録を行うことにより輸出を許可し、システムを通じてその旨を通關業者等に通知する。

なお、この場合において当該許可に併せて保税運送の承認をするときは、その運送期間の開始日及び終了日がシステムにより自動的に払い出される。

第2節 輸出許可後の訂正

(輸出許可内容変更の申請)

2-1 通關業者等が、システムを使用して輸出許可後の貨物に係る船名、数量等の許可内容を訂正する場合には、あらかじめ当該通關業者等から通關担当部門に対し訂正についての申出を行った後、次により取り扱うものとする。ただし、輸出者コード、輸出者名及び申告等種別コード等の変更はできないので、輸出取止め再輸入で処理し、再度輸出申告を行うことを求めるものとする。

なお、許可内容の訂正は、船積情報登録(本船扱い貨物の場合には船積確認登録)若しくは搭載完了登録が行われるまで、又は出港予定年月日(システム参加保税地域以外の場所で輸出の許可を受けた貨物である場合に限る。)

までの間に行う必要があるので留意する。

通関業者等は、システムに輸出申告により許可となった事項及び訂正を必要とする事項を入力し、訂正事項の登録を行い、応答画面の出力内容又は出力情報の内容を確認の上、輸出等許可内容変更申請の登録を行うものとする。ただし、通関業者が当該申請の登録を行う場合には、処理法第5条の規定に基づき、あらかじめ通関士が当該申請の内容を審査した上で行うこととなるので留意する。また、当該申請を税関官署の開庁時間外に行う場合には、開庁時間外の事務の執行を求める届出が行われている必要があることにも留意する。

上記の輸出等許可内容変更申請の登録が行われた場合において、当該申請について審査区分の選定等の処理が行われ、通関業者等に「輸出許可内容変更申請控情報」(審査区分が簡易審査扱い(区分1)の場合は「輸出許可内容変更通知情報」(海上貨物に係る輸出申告にあっては別紙様式M-414号及び別紙様式M-542号、航空貨物に係る輸出申告にあっては別紙様式M-415号及び別紙様式M-543号)が配信される。

なお、輸出許可内容変更申請者と輸出許可を受けた通関業者等が異なる場合は、輸出許可を受けた通関業者等にも許可内容の変更が通知される。

(輸出許可等内容変更申請控情報等の提出)

2-2 前項の規定により通関業者等に「輸出許可内容変更申請控情報」が配信された場合は、当該申請控情報を「輸出許可内容変更申請控」(審査区分が簡易審査扱い(区分1)の場合は「輸出許可内容変更通知書」)として出力し、添付書類等を添付して、輸出等許可内容変更申請の日から3日以内(期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、その日の翌日をもって当該期間の末日とする。)に、当該申請控情報に表示されている通関担当部門に提出するよう求めるものとする。

なお、積込港及び船名に係る変更であって、審査区分が簡易審査扱い(区分1)となった場合に限り、添付書類等の提出を省略できるものとする。この場合において、通関業者等は「輸出許可内容変更通知情報」に表示されている輸出申告番号等を当該添付書類等に付記することとする。

(輸出許可内容変更の確認)

2-3 通関担当部門は、システムを使用して行われた輸出等許可内容変更申請のうち審査区分が書類審査扱い(区分2)となったものについて、所要の審査を行い訂正を認める場合は、審査終了の登録を行うことによりシステムを通じてその旨を通関業者等に通知するものとする。

なお、輸出等許可内容変更申請を行う者と輸出許可を受けた通関業者等が異なる場合は、輸出許可を受けた通関業者等にも許可内容の変更が通知される。

第3節 特定輸出申告

(輸出申告についての規定の準用)

3-1 特定輸出申告(法第67条の3第2項に規定する特定輸出申告をいう。以下同じ。)を行う者及びその代理人である通関業者がシステムを使用して特定輸出申告を行う場合は、第1節及び前節に準じて行うものとする。

なお、特定輸出申告においては次のことについて留意する。

運送中の貨物について、外国貿易船又は外国貿易機に積み込もうとする開港、税関空港又は不開港の所在地を所轄する税関官署に対して当該申告をしようとする場合には、通関予定蔵置場として当該港の港頭地区の保税地域又は当該空港に近隣の保税地域を選択するものとする。

法第67条の11第1項に規定する輸出の許可の取消しについては、関税法基本通達67の11-1及び67の11-2に準じて行うほか、当該許可を取り消した場合には、通関担当部門において取り消した旨の情報をシステムに登録することとなる。

第4節 特定委託輸出申告

(輸出申告についての規定の準用)

4-1 特定委託輸出申告(法第67条の3第2項に規定する特定委託輸出申告をいう。以下同じ。)を行う者の代理人である認定通関業者(法第79条の2に規定する認定通関業者をいう。)がシステムを使用して特定委託輸出申告を行う場合は、第1節及び第2節に準じて行うものとする。

なお、特定委託輸出申告においては次のことに留意する。

特定委託輸出申告(その申告を行おうとする税関官署にあらかじめ関税法基本通達67の3-2-1に規定する「特定委託輸出申告包括申出書」(C-9160。以下この項において「申出書」という。)を提出し、当該申告の際に輸出承認証番号等欄に当該申出書の受理番号を、輸出承認証等識別欄に「AEOH」を入力する場合を除く。)を行う場合には、輸出承認証番号等欄に特定保税運送者の利用者コードを、輸出承認証等識別欄に「AEOU」を、記事欄に貨物の蔵置場所の所在地及び名称を入力することとなる。なお、運送中の貨物について、当該貨物を外国貿易船又は外国貿易機に積み込もうとする開港、税関空港又は不開港の所在地を所轄する税関官署に対して当該申告を行う場合には、これらの入力項目のうち貨物の蔵置場所の所在地及び名称の入力を省略して差し支えないものとする。

審査区分が簡易審査扱い(区分1)となった場合又は税関が「輸出申告審査終了」業務を行った場合であって、特定委託輸出申告に係る貨物が保税地域に搬入されていないときには、当該貨物が保税地域に搬入され、倉主等により行われる搬入確認(海上貨物に係る「搬入確認登録」業務又は航空貨物に係る「貨物確認情報登録」業務(以下この章において「搬入確

認登録業務等」という。)) がなされるまでの間、輸出の許可を保留することとなる。

第 5 節 特定製造貨物輸出申告

(輸出申告についての規定の準用)

5 - 1 特定製造貨物輸出者（法第 67 条の 13 第 2 項に規定する特定製造貨物輸出者をいう。）がシステムを利用して特定製造貨物輸出申告（法第 67 条の 3 第 2 項に規定する特定製造貨物輸出申告をいう。以下同じ。）を行う場合は、第 1 節及び第 2 節に準じて行うものとする。

なお、特定製造貨物輸出申告においては次のことに留意する。

特定製造貨物輸出申告においては、記事欄に貨物の蔵置場所の所在地及び名称並びに認定製造者（法第 67 条の 14 に規定する認定製造者をいう。）及び運送者の氏名又は名称を入力するものとする。なお、運送中の貨物について、外国貿易船又は外国貿易機に積み込もうとする開港、税関空港又は不開港の所在地を所轄する税関官署に対して当該申告を行う場合には、貨物の蔵置場所の所在地及び名称の入力を省略して差し支えないものとする。

この章第 1 節 1 - 4 に規定する添付書類等のほか、関税法基本通達 67 の 3 - 3 - 2 の規定により作成した貨物確認書を提出する必要があるので留意すること。

審査区分が簡易審査扱い（区分 1）となった場合又は税関が「輸出申告審査終了」業務を行った場合であって、特定製造貨物輸出申告に係る貨物が保税地域に搬入されていないときには、当該貨物が保税地域に搬入され、当該貨物に係る搬入確認登録業務等がなされるまでの間、輸出の許可を保留することとなる。

第 6 節 コンテナ扱い申出

(コンテナ扱い申出事項の登録)

6 - 1 コンテナ扱い申出を行う者（以下この節において「申出者」という。）がシステムを使用して、コンテナ扱い申出を行う場合は、当該申出に先立ち、輸出者名、コンテナ本数、品名等必要事項をシステムへ入力し、コンテナ扱い申出事項の登録を行うことを求めるものとする。

(コンテナ扱い申出)

6 - 2 申出者がシステムを使用してコンテナ扱い申出を行う場合は、前項の規定により登録したコンテナ扱い申出事項について、申出者に出力される応答画面の出力内容を確認して送信又は事前に登録を行った申出事項を利用して送信することにより行うことを求めるものとする。

（審査区分選定及び関係情報の配信）

6 - 3 システムにおいては、前項の規定によりコンテナ扱い申出が行われた場合には、当該コンテナ扱い申出について、審査区分の選定等の処理を行い、当該申出に対しコンテナ扱いが適用されたときは「コンテナ扱い申出適用通知情報」(別紙様式M-416号、別紙様式M-417号、別紙様式M-418号、別紙様式M-419号、別紙様式M-420号及び別紙様式M-421号)が、不適用となったときは「コンテナ扱い申出不適用通知情報」(別紙様式M-422号、別紙様式M-423号、別紙様式M-424号、別紙様式M-425号、別紙様式M-426号及び別紙様式M-427号)が、申出者に配信される。

なお、コンテナ扱いが不適用となった場合には、コンテナ扱い申出を行つた税関官署の通関担当部門に「コンテナ扱い申出不適用情報」が配信される。

（取引関係書類の提出又は提示）

6 - 4 コンテナ扱い申出がシステムにより受理され、審査区分が書類審査扱いとなったときは、申出者に「コンテナ扱い申出控情報」(別紙様式M-428号、別紙様式M-429号、別紙様式M-430号、別紙様式M-431号、別紙様式M-432号及び別紙様式M-433号)が配信される。また、この場合には、通関担当部門は、当該コンテナ扱い申出について審査を行うに際し必要と認めるときは、当該申出に係る取引関係書類を提出又は提示を求めるものとする。

（コンテナ扱いの訂正）

6 - 5 申出者がコンテナ扱いを申し出た後、当該コンテナ扱いが適用又は不適用となるまでの間にコンテナ扱い申出に係る内容を訂正する場合は、あらかじめ当該申出者から通関担当部門に対し訂正についての申出を行つた上で、次により取り扱うものとする。ただし、輸出者コード、輸出者名及び申出官署コード等は訂正できないので、これらの事項を訂正する場合には、コンテナ扱い申出を撤回の上、再度申出を行うことを求めるものとする。

「輸出申告変更事項登録」業務を利用して申出を行つた項目及び訂正を必要とする項目を入力し送信、又は「輸出申告変更事項呼出し」業務を利用して必要事項を入力し送信することによりコンテナ扱い申出変更事項登録情報として自動的に応答画面に出力される内容を確認の上、追加又は訂正を要する項目を入力して送信することにより訂正登録を行うものとする。

上記によるシステムの処理の結果、コンテナ扱い申出変更が受理されたときは、申出者に訂正後の情報に基づく「コンテナ扱い申出変更控情報」(別紙様式M-434号、別紙様式M-435号、別紙様式M-436号、別紙様式M-437号、別紙様式M-438号及び別紙様式M-439号)が配信される。

上記の場合、通関担当部門は、変更後のコンテナ扱い申出内容の審査を行うものとするが、審査に際し必要と認めるときは、当該コンテナ扱い

申出に係る取引関係書類の提出又は提示を求めるものとする。

(審査終了の登録)

6 - 6 通関担当部門は、コンテナ扱い申出の審査区分が書類審査扱いとなつたものについて審査が終了した場合には、審査終了の登録を行うものとする。

第7節 本船・ふ中扱い承認申請

(本船・ふ中扱い承認申請)

7 - 1 本船・ふ中扱い承認申請を行う者（以下この節において「申請者」という。）がシステムを使用して本船・ふ中扱い承認申請を行う場合は、「本船・ふ中扱い承認申請」業務を利用して必要事項を入力し又は「本船・ふ中扱い承認申請呼出し」業務を利用して貨物情報若しくは輸出申告事項登録情報を呼び出し、必要な事項を入力し、送信することにより申請を行うことを求めるものとする。

(本船・ふ中扱い承認申請の受理及び関係情報の配信)

7 - 2 前項の規定により本船・ふ中扱い承認申請がシステムにより受理された場合、簡易審査扱いとなつたときは「本船・ふ中扱い承認通知情報」（別紙様式M-442号）が、書類審査扱いとなつたときは「本船・ふ中扱い承認申請控情報」（別紙様式M-440号）が、それぞれ申請者へ配信される。

(本船・ふ中扱い承認申請書類の提出)

7 - 3 前項の規定により書類審査扱いとなつた際に、申請者に「本船・ふ中扱い承認申請控情報」が配信されたときは、これを出力し、必要に応じて積付け図等の添付書類等を添付し、本船・ふ中扱い承認申請の日から3日以内（期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、その日の翌日をもって当該期間の末日とする。）に、申請を行った税関官署の通関担当部門へ提出することを求めるものとする。

なお、システムを使用して本船・ふ中扱いの承認を受けた貨物に係る輸出申告に際しては、「本船・ふ中扱い承認通知書」の添付は要しないものとする。

また、システムを使用しないで本船・ふ中扱い承認を受けた貨物のシステムによる輸出申告に際しては、「輸出承認証番号等」欄に、コード「H F N O」及び当該本船・ふ中扱いの承認申請に係る承認番号を入力した場合に限り、税関から交付された当該承認書の税關への提出は要しないものとする。

(本船・ふ中扱い承認申請の変更)

7 - 4 この節7-1の規定により本船・ふ中扱い承認申請の後、申請者が承認までの間に申請内容を変更する場合又は承認後において承認内容の変更を行う場合には、あらかじめ申請者から通関担当部門に対し変更についての申

出を行った上で、次により取り扱うものとする。ただし、申請先官署コード、貨物管理番号等は訂正できないので、これらの事項を訂正する場合には、本船・ふ中扱い承認申請を撤回の上、又は承認後である場合には承認の取消し後に再度申請を行うことを求めるものとする。

本船・ふ中扱い承認申請変更等

「本船・ふ中扱い承認申請変更」業務に必要事項を入力して送信、又は「本船・ふ中扱い承認申請呼出し」業務により呼出し番号等を入力し、送信することにより自動的に応答画面に出力される内容を変更の上、送信するものとする。

関係情報の出力

上記により本船・ふ中扱い承認申請変更がシステムにより受理された場合には、承認前の申請内容の変更である場合には「本船・ふ中扱い承認申請変更控情報」(別紙様式M-443号)が、承認後の承認内容の変更である場合には「本船・ふ中扱い承認内容変更控情報」(別紙様式M-444号)が、申請者に配信される。

本船・ふ中扱い承認申請変更控等の提出

上記により申請者に「本船・ふ中扱い承認申請変更控情報」又は「本船・ふ中扱い承認内容変更控情報」が配信された場合には、当該変更控情報を出力し、必要に応じて変更に係る添付書類等を添えて通関担当部門に提出することを求めるものとする。

(本船・ふ中扱いの承認等)

7-5 通関担当部門は、システムを使用して行われた本船・ふ中扱い承認申請(本船・ふ中扱い承認申請変更を含む。)のうち、書類審査扱いとなったものについて、審査を終了した場合には、審査終了の登録を行うことによりシステムを通じてその旨を申請者に通知する。

第8節 マニフェスト等による輸出申告

(マニフェスト等による輸出申告の登録)

8-1 関税法基本通達67-2-5及び67-2-6に規定するマニフェスト等による輸出申告を行う者及びその代理人である通関業者(以下この節において「通関業者等」という。)がシステムを使用してマニフェスト等による輸出申告を行う場合は、輸出者名、数量、価格、搭載予定便名、混載貨物運送状(House Air Waybill。以下「HAWB」という。)の番号等の必要事項をシステムに入力し、輸出申告を行うことを求めるものとする。ただし、通関業者がマニフェスト等による輸出申告を行う場合には、処理法第5条の規定に基づき、あらかじめ通関士が申告内容を審査した上で、マニフェスト等による輸出申告を行うこととなるので、留意する。

（審査区分選定及び関係情報の配信）

8 - 2 システムにおいては、前項のマニフェスト等による輸出申告が行われた場合において、当該輸出申告について審査区分の選定等の処理を行い、通関業者等に「輸出マニフェスト通関申告控情報」(別紙様式M-446号)が配信される。

なお、この場合、審査区分が簡易審査扱い(区分1)となった輸出申告については、輸出申告後直ちに輸出許可となり、「輸出許可通知情報(輸出マニフェスト通関)」が配信される。

（輸出申告控の提出）

8 - 3 前項の規定により、審査区分が検査扱い(区分3)となり、通関業者等に「輸出マニフェスト通関申告控情報」が配信されたときは、当該申告控情報を「輸出マニフェスト通関申告控」として出力し、輸出申告の日から3日以内(期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、その日の翌日をもって当該期間の末日とする。)に、通関担当部門に提出することを求めるものとする。ただし、審査区分が簡易審査扱い(区分1)又は書類審査扱い(区分2)となった場合には、通関担当部門への当該申告控の提出を求めるものとする。

なお、審査区分が検査扱い(区分3)で、検査区分が検査場検査となった場合は、この章第1節第1-5に規定する「検査指定票(運搬・倉主等用)」を併せて提出することを求めるものとする。

（検査の指定）

8 - 4 マニフェスト等による輸出申告の審査区分が検査扱い(区分3)となった場合の取扱いについては、この章第1節1-5の規定を準用する。

（輸出申告の訂正）

8 - 5 マニフェスト等による輸出申告の後、当該申告に係る輸出許可までの間に申告内容を訂正する場合の取扱いについては、この章第1節1-6の規定を準用する。

（輸出許可後の訂正）

8 - 6 マニフェスト等による輸出申告について、輸出許可後、搭載完了登録が行われるまでの間に、当該貨物に係る航空機の名称、数量等の許可内容を変更する場合の取扱いについては、この章第2節の規定を準用する。

第9節 積戻し申告

9 - 1 システムを使用して積戻し申告を行う場合には、この章第1節、第2節及び第6節の規定に準じて行うものとする。また、保税展示場に入れるこ

との承認を受けた貨物に係る積戻し申告についても同様とする。

第 10 節 予備審査制による申告

（予備申告事項の登録）

10 - 1 輸出申告（特定輸出申告、特定委託輸出申告、特定製造貨物輸出申告及び別送品輸出申告を除く。）又は積戻し申告（保税展示場に入れることの承認を受けた貨物に係る積戻し申告を除く。）（以下この節において「輸出申告等」という。）について、「予備審査制について」（平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 251 号）に定める予備申告を行う者及びその代理人である通関業者（以下この節において「通関業者等」という。）がシステムを使用して予備申告を行う場合は、当該予備申告に先立ち、次のいずれかの方法により予備申告事項の登録を行うことを求めるものとする。

なお、他法令による許可・承認等が必要な場合であって、予備申告の時点ではこれが未取得のときには、他法令コード欄に当該必要とされる他法令コードを入力することを求めるものとする。

「輸出申告事項登録」業務を利用して必要事項を登録する方法

「輸出申告事項呼出し」業務を利用して予備申告事項の登録に必要な事項を呼び出した上で、予備申告事項を登録する方法

（予備申告）

10 - 2 通関業者等が予備申告を行う場合は、前項の規定により予備申告事項の登録を行った後に、応答画面の出力内容又は出力情報の内容を確認の上、次のいずれかの方法により予備申告の登録を行うことを求めるものとする。

ただし、いずれの場合においても、通関業者が予備申告を行う場合には、処理法第 5 条の規定に基づき、あらかじめ通関士が応答画面又は入力控等により申告内容を審査した上で、予備申告を行うこととなるので、留意する。

「輸出申告」業務を利用して、必要事項を登録する方法

「輸出申告事項登録」業務の応答画面を利用して申告条件コードを入力し、送信することにより登録する方法

（予備申告の受理及び関係情報の配信）

10 - 3 予備申告がシステムにより受理されたときには、通関業者等に「輸出申告等控情報」等が配信される。

（審査区分）

10 - 4 予備申告の審査区分は、簡易審査扱い（区分 1）書類審査扱い（区分 2）又は検査扱い（区分 3）に区分される。

なお、簡易審査扱い（区分 1）の場合であっても、輸出申告等が行われる前なので、輸出許可又は積戻し許可は保留される。

（予備申告時の添付書類等の提出）

10-5 予備申告の審査区分が、書類審査扱い（区分2）又は検査扱い（区分3）となった場合は、予備審査を受けるため、航空貨物の予備申告については、通関業者等に配信された当該輸出申告等控情報を「予備申告控」として出力し、当該予備申告に係る添付書類等を添付し、海上貨物の予備申告については、添付書類等に輸出申告番号等を付記して、通関担当部門に提出することを求めるものとし、提出部数については、この章第1節1-4の規定に準じるものとする。

（予備申告の訂正）

10-6 通関業者等が、予備申告の登録後、当該予備申告に係る輸出申告等までの間に、当該予備申告の内容を訂正する場合は、あらかじめ当該通関業者等から通関担当部門に対し訂正についての申出を行った上で、予備申告変更事項の登録を行うことを求めるものとする。

なお、予備申告の内容を訂正し、審査区分が書類審査扱い（区分2）又は検査扱い（区分3）となった場合は、航空貨物については訂正後の予備申告控及び添付書類等を、海上貨物については訂正登録後の輸出申告番号等を付記した添付書類等を、直ちに通関担当部門に提出することを求めるものとする。

（審査終了の登録）

10-7 通関担当部門は、予備申告の審査区分が書類審査扱い（区分2）となったものについて、輸出申告等が行われる前に審査が終了した場合には、審査が終了したことを再確認した後、審査終了の登録を行うものとする。

（検査の通知）

10-8 予備申告が行われた貨物に対する検査の通知は、この章第1節1-5の規定に準じて行うものとする。

（輸出申告等）

10-9 予備申告に係る貨物が保税地域に搬入された場合には、予備申告の際に入力した「申告条件コード」に応じて、次のとおり輸出申告等を行うことを求めるものとする。

申告条件コードとして「Z」を入力した場合 輸出申告等を行う予定の保税地域に当該輸出申告等に係る貨物が搬入された後、倉主等の当該貨物に係る搬入確認登録業務等を契機として自動的に輸出申告等を行う。

申告条件コードとして「T」を入力した場合 輸出申告等を行う予定の保税地域に当該輸出申告等に係る貨物が搬入された後に通関業者等が輸出申告等の登録を行う。

申告条件コードとして「A」を入力した場合 コンテナ扱い申出を予備申告に併せて行い、当該申告に係る貨物が輸出申告等を行う予定の保税地域に搬入された後、倉主等による搬入確認登録業務等を契機として自動的に輸出申告等を行う。

申告条件コードとして「B」を入力した場合 コンテナ扱い申出を予備申告に併せて行い、当該申告に係る貨物が輸出申告等を行う予定の保税地域に搬入された後に通関業者等が輸出申告等の登録を行う。

（輸出申告時の添付書類等の提出）

10-10 通関業者等が、前項の規定により輸出申告等を行ったときは、当該輸出申告等に係る輸出申告控及び添付書類等を、この章第1節1-4の規定に準じて通関担当部門に提出することを求めるものとする。

ただし、審査区分が書類審査扱い（区分2）又は検査扱い（区分3）となった輸出申告等については、この節10-5又は10-6の規定により添付書類等を既に提出した場合であって、当該提出後に予備申告の訂正を行わなかつた場合には、当該添付書類等の提出を求めるものとする。

（マニフェスト等による予備申告）

10-11 通関業者等がシステムを使用してこの章第8節に規定するマニフェスト等による輸出申告について予備申告を行う場合は、この節の規定を準用する。この場合において、予備申告である旨の申告条件コードはこの節10-2に規定する申告条件コード「Z」を入力するほか、予備申告控の提出については、この章第8節8-3の規定に準じて行うものとする。

第11節 原本情報の訂正

（原本情報の訂正登録）

11-1 通関担当部門は、システムにより許可された輸出申告等について、申告内容の訂正が行われた場合には、システムの原本情報の訂正登録を行うものとする。

第12節 仕入書の提出

（インボイス情報の登録）

12-1 輸出申告（特定輸出申告、特定委託輸出申告、特定製造貨物輸出申告及び積戻し申告を含む。以下この項において同じ。）を行う者及びその代理人である通関業者（以下この節において「通関業者等」という。）が、仕入書（法第68条第1項に規定する仕入書をいう。以下同じ。）をシステムに登録して当該申告において使用しようとする場合には、「インボイス・パッキングリスト情報登録」業務を利用してインボイス番号等の必要事項を入力し、登録す

ることにより行うことを求めるものとする。

なお、「インボイス・パッキングリスト情報登録」業務により登録が行われた仕入書について、登録されている項目が不足しているなど当該登録が行われた基となる仕入書を確認する必要があると認める場合には、仕入書を書面で提出することを求めた上で輸出申告における審査又は検査を行うものとする。

（インボイス・パッキングリスト情報の訂正）

12-2 通関業者等が、前項の規定によりシステムに登録した仕入書について、当該情報を訂正する場合は、次のいずれかの方法により訂正登録を行うことを求めるものとする。

「インボイス・パッキング情報登録」業務を利用して、登録した項目、訂正を必要とする項目等を入力の上、送信する方法

「インボイス・パッキング情報呼出し」業務を利用して電子インボイス受付番号を入力し、送信することにより配信された「インボイス・パッキングリスト情報」（別紙様式M-447号）の内容を確認の上、追加又は訂正を行い送信する方法

第13節 指定地外貨物検査の許可の申請

（指定地外貨物検査許可申請）

13-1 輸出申告、特定輸出申告、特定委託輸出申告、特定製造貨物輸出申告及び積戻し申告（これらをシステムを使用しないで行う申告を含む。）並びに予備申告を行った貨物についての税関検査（旅具通関に係るものを除く。）を税関長が指定した場所以外の場所で受けようとする者（以下この節において「申請者」という。）が、システムを使用して指定地外貨物検査許可申請を行う場合には、あらかじめ申請者から通関担当部門又は検査担当部門（以下この節において「受理部門」という。）に対し当該申請についての申出を行った後、「指定地外貨物検査許可申請」業務を利用して、当該許可を受けようとする貨物の品名及び数量、検査を受けようとする場所、期間及び事由等の必要事項を入力し、送信することにより申請を行うことを求めるものとする。

（指定地外貨物検査許可申請の受理及び添付書類等の提出）

13-2 前項の規定により指定地外貨物検査許可申請がシステムにより受理された場合は「指定地外貨物検査許可申請控情報」（別紙様式M-449号）が申請者へ配信される。

受理部門は、申請者に他所蔵置許可書等の添付書類等の提出を求め、審査を行った上、システムを通じて指定地外貨物検査許可申請審査終了の登録を行うものとする。

(指定地外貨物検査許可申請内容の訂正)

13 - 3 申請者は、この節 13 - 1 の規定により指定地外貨物検査許可申請の後、受理部門における審査終了登録までの間に、当該申請内容の訂正を行おうとする場合には、あらかじめ当該申請者から受理部門に対し訂正についての申出を行った上で、次の方法により訂正登録を行うことを求めるものとする。

「指定地外貨物検査許可申請」業務を利用して、申請した事項、訂正を必要とする事項を入力の上、送信する方法

「指定地外貨物検査許可申請呼出し」業務を利用して指定地外貨物検査許可申請番号を入力し、送信することにより配信された指定地外貨物検査許可申請情報の内容を確認の上、追加又は訂正を行い送信する方法

なお、上記 又は により指定地外貨物検査許可申請内容の訂正が登録された場合には、「指定地外貨物検査許可申請控情報」が、申請者に配信される。

(許可手数料の納付及び指定地外貨物検査申請の許可)

13 - 4 受理部門は、この節 13 - 2 の規定により指定地外貨物検査許可申請審査終了が登録された場合、次のいずれかの方法により許可手数料の納付を確認した後、指定地外貨物検査を許可し、システムを通じてその旨を申請者に通知する。

この節 13 - 2 の規定により配信された情報を出力し、裏面へ印紙を貼付し、受理部門へ提出する方法

配信情報にある「納付通知番号」、「確認番号」及び「収納機関番号」により、金融機関に納付する方法

第 14 節 別送品輸出申告

(別送品輸出申告事項の登録)

14 - 1 別送品輸出申告を行う者及びその代理人である通関業者（以下この節において「通関業者等」という。）がシステムを使用して別送品輸出申告を行う場合は、当該申告に先立ち、次のいずれかの方法により別送品輸出申告事項の登録を行うことを求めるものとする。

なお、別送品輸出申告に際して、書面によりパッキングリストを提出する場合は、「品名」欄、「数量」欄、「価格」欄及び「番号」欄の入力を省略して差し支えないものとする。

「別送品輸出申告事項登録」業務を利用して必要事項を登録する方法

「別送品輸出申告事項呼出し」業務を利用して別送品輸出申告事項の登録に必要な事項を呼び出した上で、別送品輸出申告事項を登録する方法

(別送品輸出申告)

14 - 2 通関業者等がシステムを使用して別送品輸出申告を行う場合は、前項

の規定により登録された別送品輸出申告事項について、通関業者等に出力される応答画面の内容を確認して送信することにより、又は事前に行われた別送品輸出申告事項登録を利用して、これに別送品輸出申告番号を入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。

ただし、いずれの場合においても、通関業者が別送品輸出申告を行う場合には、処理法第5条の規定に基づき、あらかじめ通関士が応答画面又は入力控等により申告内容を審査した上で、別送品輸出申告を行うこととなるので留意する。

なお、別送品輸出申告事項登録済みのものについては、貨物が保税地域に未搬入であっても、別送品輸出申告の入力をしておくことにより、倉主等による搬入確認の登録をもって自動的に別送品輸出申告を行うことができ、また、税関官署の開庁時間外に別送品輸出申告の入力をしておくことにより、税関官署の翌開庁時に自動的に別送品輸出申告を行うことができるものとする。

（審査区分選定及び関係情報の配信）

14-3 システムにおいては、前項の別送品輸出申告が行われた場合において、当該別送品輸出申告について審査区分の選定等の処理を行い、通関業者等に「別送品輸出申告控情報」(海上貨物に係る別送品輸出申告にあっては別紙様式M-451号、航空貨物に係る別送品輸出申告にあっては別紙様式M-452号)が配信される。

（別送品輸出申告時の提出書類等の提出）

14-4 別送品輸出申告がシステムにより受理され、通関業者等に「別送品輸出申告控情報」が配信されたときは、当該配信された情報の別送品輸出申告に係る添付書類等に別送品輸出申告番号等を付記して、次に定めるところにより、別送品輸出申告を行った税関官署の別送担当部門（以下この節において「別送担当部門」という。）に提出することを求めるものとする。

提出期限

別送品輸出申告の日から3日以内（期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、同日の翌日までとする。）

提出書類

法その他関税に関する法令の規定により、別送品輸出申告に際して税関に提出すべきものとされている添付書類等

（検査等の指定）

14-5 別送担当部門は、審査区分が検査扱い（区分3）となった別送品輸出申告については、現場検査又は検査場検査（大型X線検査装置による検査を含む。）のいずれかに指定するものとする。現場検査に指定したものについては、システムを通じてその旨が通関業者等に通知される。また、検査場検査

に指定したものについては「検査指定情報」が、通関業者等に配信されるので、これを「検査指定票（運搬・倉主等用）」として出力し、検査指定貨物に係る蔵置場所と税関検査場間の運搬等に利用するものとする。

なお、倉主等には「検査指定情報（倉主等用）」が配信されるので、当該倉主等においても、必要に応じ「検査指定票（倉主等用）」として出力し、利用することができる。

（別送品輸出申告の訂正）

14 - 6 別送品輸出申告を行った通関業者等が、当該申告の後、当該申告に係る輸出の許可までの間に申告内容を訂正する場合には、あらかじめ当該通関業者等から別送担当部門に対し訂正についての申し出を行った後、次により取り扱うものとする。ただし、荷送人氏名等は訂正できないので、これらの事項を訂正する場合には、別送品輸出申告を撤回の上、再度、別送品輸出申告を行うことを求めるものとする。

通関業者等は、システムにより別送品輸出申告において申告した事項及び訂正を必要とする事項を入力して送信することにより訂正登録を行い、応答画面の出力内容又は出力情報の内容を確認の上、別送品輸出申告の変更の登録を行うものとする。

なお、通関業者が訂正登録を行う場合には、処理法第5条の規定に基づき、あらかじめ通関士が訂正内容を審査した上で訂正登録を行うこととなるので留意する。

上記の変更の登録に係るシステムの処理の結果、当該変更事項が登録されたときは、通関業者等に訂正後の情報に基づく「別送品輸出申告変更控情報」（海上貨物に係る別送品輸出申告にあっては別紙様式M-453号、航空貨物に係る別送品輸出申告にあっては別紙様式M-454号）が配信される。

上記により通関業者等に「別送品輸出申告変更控情報」が配信された場合は、訂正登録後の輸出申告番号等を付記した添付書類等を、直ちに別送担当部門に提出することを求めるものとする。

（輸出許可の通知）

14 - 7 別送担当部門は、システムを使用して行われた別送品輸出申告について、審査及びその申告に係る貨物についての必要な検査を行った上、当該貨物の輸出を許可しようとするときは、システムを通じて別送品輸出申告審査終了の登録を行うことにより輸出を許可し、システムを通じてその旨を通関業者等に通知する。

なお、この場合において当該許可に併せて保税運送の承認をするときは、その運送期間がシステムにより自動的に払い出される。

（別送品輸出許可内容変更の申請）

14 - 8 通関業者等が、システムを使用して行う別送品輸出申告について、輸出許可後に当該貨物に係る船名、数量等の許可内容を訂正する場合には、あらかじめ当該通関業者等から別送担当部門に対し訂正についての申し出を行った後、次により取り扱うものとする。ただし、荷送人氏名等の変更はできないので、別送品輸出取止め再輸入で処理し、再度、別送品輸出申告を行うことを求めるものとする。

なお、許可内容の訂正は、別送品輸出申告の許可後に船積情報登録（本船扱い貨物の場合には船積確認登録）若しくは搭載完了登録が行われるまで、又は出港予定年月日まで（システム参加保税地域以外の場所で輸出の許可を受けた貨物である場合に限る。）の間に行う必要があるので留意する。

通関業者等は、システムに別送品輸出申告により許可となった事項及び訂正を必要とする事項を入力し、訂正登録を行い、応答画面の出力内容又は出力情報の内容を確認の上、別送品輸出許可内容変更申請の登録を行うものとする。ただし、通関業者が当該申請の登録を行う場合には、処理法第5条の規定に基づき、あらかじめ通関士が当該申請の内容を審査した上で行うこととなるので留意する。また、当該申請を税関官署の開庁時間外に行う場合には、開庁時間外の事務の執行を求める届出が行われている必要があることにも留意する。

上記の別送品輸出許可内容変更申請の登録が行われた場合において、通関業者等に「別送品輸出許可内容変更申請控情報」（海上貨物に係る別送品輸出申告にあっては別紙様式M-455号、航空貨物に係る別送品輸出申告にあっては別紙様式M-456号）が配信される。

（別送品輸出許可内容変更申請控情報等の提出）

14 - 9 前項の規定により通関業者等に「別送品輸出許可内容変更申請控情報」が配信された場合は、当該配信された情報の別送品輸出許可内容の訂正に係る添付書類等に、訂正登録後の別送品輸出申告番号等を付記して、別送品輸出許可内容変更申請の日から3日以内（期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、その日の翌日をもって当該期間の末日とする。）に、当該申請控情報に表示されている別送担当部門に提出するよう求めるものとする。

（別送品輸出許可内容変更の確認）

14 - 10 別送担当部門は、システムを使用して行われた別送品輸出許可内容変更申請について、所要の審査を行い訂正を認める場合は、審査終了の登録を行うことにより、システムを通じてその旨を通関業者等に通知するものとする。

なお、別送品輸出許可内容変更申請者と別送品輸出許可を受けた通関業者等が異なる場合には、別送品輸出許可を受けた通関業者等にも許可内容の変更が通知される。

第5章 輸入通関関係

第1節 輸入申告

(輸入申告事項の登録)

1 - 1 輸入申告（特例申告貨物（法第7条の2第2項に規定する特例申告貨物をいう。以下同じ。）の輸入申告、製造済外国貨物（法第58条の2に規定する製造済外国貨物をいう。以下同じ。）の移出輸入申告又は総保出輸入申告（以下この章において「移出（総保出）輸入申告」という。）並びに関税法基本通達67-4-6に規定するマニフェスト等による輸入申告を除く。）及び輸入申告に併せて行う関税等の納税申告並びに輸入許可前引取承認申請（以下この節からこの章第6節までにおいて「輸入申告」と総称する。）を行う者及びその代理人である通関業者（以下この節において「通関業者等」という。）がシステムを使用して輸入申告を行う場合は、当該輸入申告に先立ち、次のいずれかの方法により輸入申告事項の登録を行うことを求めるものとする。

なお、納税義務者が、MPN利用方式又はリアルタイム口座振替方式による関税等の納付を希望する場合には、税関手続オンライン化省令第5条第1項の規定に基づき、当該納付を行いたい旨のコードをシステムに併せて入力するものとする。

「輸入申告事項登録」業務を利用して必要事項を入力して登録する方法

「輸入申告事項呼出し」業務を利用して輸入申告事項の登録に必要な項目を呼び出した上で、必要事項を入力して登録する方法

(輸入申告)

1 - 2 通関業者等がシステムを使用して輸入申告を行う場合は、前項の規定により登録された輸入申告事項について通関業者等に出力される応答画面の内容又は入力控情報として出力される内容を確認の上、次のいずれかの方法により輸入申告の登録を行うことを求めるものとする。

なお、いずれの場合であっても、通関業者が輸入申告を行う場合には、処理法第5条の規定に基づきあらかじめ通関士が応答画面又は入力控等により申告内容を審査の上、輸入申告を行うこととなるので、留意する。

また、輸入申告事項登録済みの貨物については、税関官署の開庁時間外に輸入申告の入力をしておくことにより、翌日（行政機関の休日を除く。）の官庁の執務時間の開始時刻に自動的に輸入申告を行うことができるものとする。

また、海上貨物（前項の規定により「B/L番号」が輸入申告事項に登録されたもの。以下この章において同じ。）については、当該貨物が保税地域に搬入されていない場合であっても、輸入申告の入力をしておくことにより、倉主等による搬入確認の登録をもって自動的に輸入申告を行うことができるものとする。

「輸入申告」業務を利用して、必要事項を入力して送信する方法

「輸入申告事項登録」業務の応答画面に出力される情報を確認の上、必要事項を入力して送信する方法

(審査区分選定及び関係情報の配信及び出力等)

1 - 3 システムにおいては、前項の輸入申告が行われた場合において、当該輸入申告について審査区分の選定等の処理が行われ、通関業者等に次に定める情報が配信される。

審査区分が簡易審査扱い(区分1)となった輸入申告については、納付すべき関税等がない場合、専用口座振替方式若しくはリアルタイム口座振替方式による場合又は直納方式若しくはMPN利用方式によるものであって納期限延長制度が適用される場合には、輸入申告後直ちに輸入許可又は輸入許可前貨物引取承認(以下この節において「輸入許可」と総称する。)となり、通関業者等に「輸入許可等通知情報」(海上貨物に係る輸入申告にあっては別紙様式M-506号、別紙様式M-553号及び別紙様式M-554号、航空貨物(この節1-1の規定により「AWB番号」が輸入申告事項に登録されたもの。以下この章において同じ。)に係る輸入申告にあっては別紙様式M-507号、別紙様式M-553号及び別紙様式M-554号)が配信される。ただし、口座残高不足の場合、担保残高不足の場合、他法令に係る手続の証明を必要とするものであって当該証明の確認がシステムにより行われていない場合又は直納方式若しくはMPN利用方式によるものであって納期限延長が適用されない場合には、輸入許可の通知は行われず、システムを通じて「口座不足通知情報」、「担保不足通知情報」、「他法令未済等確認情報」、「納付書情報(直納)」又は「納付番号通知情報」がそれぞれ通関業者等に通知されるとともに、「輸入申告等控情報」(海上貨物に係る輸入申告にあっては別紙様式M-500号、別紙様式M-508号、別紙様式M-517号、別紙様式M-522号、別紙様式M-526号、別紙様式M-530号、別紙様式M-555号及び別紙様式M-556号、航空貨物に係る輸入申告にあっては別紙様式M-501号、別紙様式M-502号、別紙様式M-509号、別紙様式M-518号、別紙様式M-523号、別紙様式M-527号、別紙様式M-531号、別紙様式M-555号及び別紙様式M-556号)が配信される。

この場合における関税等の納付方法等については、この章第11節11-3による。

審査区分が書類審査扱い(区分2)又は検査扱い(区分3)となった輸入申告については、通関業者等に「輸入申告等控情報」が配信される。

(輸入申告時の関係書類等の提出)

1 - 4 前項の規定により通関業者等に「輸入申告等控情報」(審査区分が簡易審査扱い(区分1)で輸入許可となった場合は「輸入許可等通知情報」。以下この項において同じ。)が配信されたときは、航空貨物で審査区分が書類審査扱い(区分2)又は検査扱い(区分3)となった輸入申告については、当該

輸入申告等控情報を「輸入（納税）申告控（内国消費税等課税標準数量等申告控兼用）」として出力し、当該輸入申告に係る仕入書又はこれに代わる書類その他課税価格の決定のための必要な添付書類（以下この章において「添付書類等」という。）を添付し、その他の輸入申告については、添付書類等に申告等番号、申告等年月日、申告先税関官署及び部門並びに通関業者等名その他必要事項（以下この章において「輸入申告番号等」という。）を付記して、次に定めるところにより、輸入申告（この章第7節の予備審査制による申告・申請を含む。）を行った税関官署の通関担当部門（以下この章において「通関担当部門」という。）への提出を求めるものとする。

ただし、航空貨物で簡易審査扱い（区分1）となった輸入申告に係る添付書類等の提出については、あらかじめ税關において、動作確認及びデータ項目確認を受けた電子的記録媒体（データの訂正、削除ができない読み出し専用のものに限る。）に、関税法基本通達68-3-2(2)口の規定による社内帳票等に相当する情報（以下「社内帳票情報」という。）を記録し、当該社内帳票情報に係る輸入許可の日が属する月ごとにまとめて1枚（1枚に記録できない場合は複数枚）に記録し、これを当該月の翌月5日（その日が行政機関の休日に当たるときは、同日の翌日）までに提出した場合において、この限りでない。

なお、この章第14節の規定によりシステムを使用して仕入書に代わる書類又は包装明細書が提出されている場合には、登録されている項目が不足しているなど当該登録された情報に関する書類を確認する必要があると認める場合を除き、これらに関する添付書類等の提出を求めるものとする。

提出期限

輸入申告の日から3日以内（期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、その日の翌日をもって当該期間の末日とする。）

提出書類

イ 輸入（納税）申告控の提出部数については、次表のとおりとする。

区分	税関控	会計検査院用	調査通知用	保税通知用	合計部数
有税品の場合で、関税率表1品目に対する関税額又は内国消費税額が300万円（長崎税關、函館税關及び沖縄地区税關においては200万円）以上のもの	（注1）				1又は2
減免税品の場合で、事後確認又は他關	（注1）	（注2）			1～3

通知用を必要とするもの					
減免税品の場合で 保税部門に通知を 必要とするもの	(注1)	(注2)		(注1)	0~3
上記～以外の もの	(注1)	(注2)			0~2

(注1) 航空貨物で、審査区分が書類審査扱い(区分2)又は検査扱い(区分3)の場合

(注2) 関税率表1品目に対する関税額又は内国消費税額について100万円以上の税額を軽減し、又は免除する場合

なお、石油石炭税法(昭和53年法律第25号)第15条(引取りに係る原油等についての課税標準及び税額の申告等の特例)の規定に係る輸入申告の場合は、納税地税関送付用を1部追加する。

□ 法その他関税等に関する法令の規定により、輸入申告に際して税関に提出すべきものとされている添付書類等(システムを利用して法第70条第2項の規定による証明が行われた場合における関税法基本通達70-3-1に規定する許可書等を除く。)

(検査等の指定)

1-5 通関担当部門又はこの節1-2の規定により行われた輸入申告に係る貨物の検査を行う検査担当部門(以下この節において「検査担当部門」という。)は、審査区分が検査扱い(区分3)となった輸入申告について現場検査、本船検査、ふ中検査、検査場検査(大型X線検査装置による検査を含む。)又は見本検査(他法令の該非の確認、関税分類、知的財産侵害物品の認定等輸入貨物についての適正な審査を行うための見本確認をいう。以下この項において同じ。)(貨物確認(他法令の該非の確認、関税分類、知的財産侵害物品の認定等輸入貨物についての適正な審査を行うための検査をいう。)を含む。以下この項及びこの節1-7において同じ。)のいずれかに指定するものとする。

検査に指定したことについては、システムを通じて「検査指定情報」が通関業者等に配信される。それらのうち、検査場検査又は見本検査に指定した貨物について、通関業者等は当該指定情報を「検査指定票(申告書用)」(海上貨物に係る検査にあっては別紙様式M-404号、航空貨物に係る検査にあっては別紙様式M-405号)及び「検査指定票(運搬・倉主等用)」(海上貨物に係る検査にあっては別紙様式M-406号、航空貨物に係る検査にあっては別紙様式M-407号)として出力し、当該指定貨物についてその蔵置場所と税関検査場間の運搬等を行うものとする。

なお、倉主等にも「検査指定情報」が配信されるので、必要に応じ当該情報を「検査指定票（倉主等用）」（海上貨物に係る検査にあっては別紙様式M-408号、航空貨物に係る検査にあっては別紙様式M-409号）として出力し、利用することができる。

（輸入申告の訂正）

1-6 通関業者等が、輸入申告の後、当該申告に係る輸入許可までの間（ただし、関税等の税額変更を伴う事項を訂正する場合は、訂正前における関税等の納付（専用口座振替方式による納付にあっては、システムに設定される口座ファイルからの引落し）までの間）に、法第7条の14第2項又は第7条の16第4項ただし書の規定に基づき申告内容を訂正する場合その他当該申告内容に誤りがあったため訂正する場合は、あらかじめ当該通関業者等から通関担当部門に対し訂正についての申出を行った後、次により取り扱うものとする。ただし、申告先官署コード、輸入者名、通関予定蔵置場コード（同一の税関管轄内の場合を除く。）等は訂正できないので、これらの事項を訂正する場合は、輸入申告を撤回の上、再度、輸入申告を行うことを求めるものとする。

通関業者等は、システムを使用して輸入申告において申告した事項及び訂正を必要とする事項を入力して送信することにより変更事項登録を行い、応答画面の内容を確認して送信又は事前に輸入申告の変更事項登録をした情報をを利用して必要事項を入力し、これを送信することにより輸入申告の訂正登録を行うものとする。

なお、通関業者が訂正登録を行う場合には、処理法第5条の規定に基づき、あらかじめ通関士が訂正内容を審査した上で訂正登録を行わなければならないので留意する。

上記の訂正の登録に係るシステムの処理の結果、当該申告内容の訂正が登録されたときは、通関業者等に訂正後の情報に基づく「輸入申告等変更控情報」（海上貨物に係る輸入申告にあっては別紙様式M-503号、別紙様式M-510号、別紙様式M-519号、別紙様式M-524号、別紙様式M-528号及び別紙様式M-532号、航空貨物に係る輸入申告にあっては別紙様式M-504号、別紙様式M-505号、別紙様式M-511号、別紙様式M-520号、別紙様式M-525号、別紙様式M-529号及び別紙様式M-533号）が配信される。

上記により通関業者等に「輸入申告等変更控情報」が配信された場合は、航空貨物については、訂正後の輸入申告控及び添付書類等に、当初の輸入申告（再訂正のときは直前の訂正登録分まで）に係る輸入申告控及び納付書（当初輸入申告の際に納付方法として直納方式を選択した場合であって、「納付書」が出力されているときに限る。）を添えて、海上貨物については、添付書類等に訂正登録後の輸入申告番号等を付記し、上記の納付

書を添えて、直ちに通関担当部門へ提出することを求めるものとする。

(審査終了の登録)

1 - 7 通関担当部門は、審査区分が書類審査扱い(区分2)又は検査扱い(区分3)の輸入申告の審査及びその申告に係る貨物についての必要な検査を終了した場合は、審査(検査)が終了した旨をシステムに登録するものとする。

なお、あらかじめ通関担当部門が検査担当部門に検査を依頼した場合には、検査担当部門において審査(検査)を終了した旨、システムに登録するものとする。

第2節 航空少額関税無税貨物の輸入申告

(航空少額関税無税貨物の簡易通関扱い)

2 - 1 輸入(納税)申告書の品名欄における課税価格(統計品目表の細分番号に対応する価格をいう。)が20万円以下の航空貨物(次のいずれかに該当するものを除く。以下「航空少額関税無税貨物」という。)については、この節2 - 2及び2 - 3の定めるところにより、航空少額関税無税貨物の簡易通関扱いをする。ただし、輸入申告をする者がこの取扱いによることを希望しない場合には、この限りでない。

法第70条第1項又は第2項の規定により他法令の証明又は確認が必要となるもの

関税定率法(明治43年法律第54号。)(以下「定率法」という。)、関税暫定措置法(昭和35年法律第36号。)(以下「暫定法」という。)又は法第3条ただし書の規定により関税が課されるもの

定率法若しくは暫定法又は輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和30年法律第37号。)(以下「輸徴法」という。)の規定により関税又は内国消費税が免除、軽減又は払戻しされるもの(定率法第14条第18号(無条件免税)及び輸徴法第13条第1項第1号(免税等)(定率法第14条第18号に係る部分に限る。)の規定により免除されるものを除く。)

定率法第9条の2(関税割当制度)(暫定法第8条の5第2項の規定により準用する場合を含む。)又は暫定法第8条の6(経済連携協定に基づく関税割当制度等)の規定により関税割当制度の対象となるもの

定率法別表又は暫定法別表第1に規定する軽減税率(定率法第20条の2第1項又は暫定法第9条に規定する軽減税率をいう。)が適用されるもの

暫定法第8条の2の規定により特惠関税が適用されるもの

消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第2項(非課税)の規定により消費税が非課税となるもの

内国消費税(消費税を除く。)が課されるもの

(航空少額関税無税貨物の簡易通関扱いをする貨物の輸入申告事項の登録)

2 - 2 前項の規定により航空少額関税無税貨物の簡易通関扱いをする貨物について、輸入申告を行う者及びその代理人である通関業者（以下この節において「通関業者等」という。）がシステムを使用して輸入申告を行う場合は、当該申告に先立ち輸入申告事項の登録を行うことを求めるものとする。

なお、この入力に当たっては、前節1 - 1の規定を準用する。

（航空少額関税無税貨物の簡易通関扱いをする貨物の輸入申告等）

2 - 3 前項の規定により輸入申告事項の登録を行った貨物に係る輸入申告、審査区分選定及び関係情報の配信等、輸入申告時の輸入申告控等の提出、検査の指定、輸入申告の訂正、審査終了の登録については、前節1 - 2から1 - 7までの規定に準じて行うものとする。

第3節 輸入（引取）申告

（輸入（引取）申告事項の登録）

3 - 1 輸入（引取）申告（特例申告貨物に係る輸入申告をいう。以下同じ。）を行う者及びその代理人である通関業者（以下この節において「通関業者等」という。）がシステムを使用して行う輸入（引取）申告の取扱いについては、この章第1節（1 - 3及び1 - 4イを除く。）に準じて行うものとする。この場合において、同節中「輸入（納税）申告控（内国消費税等課税標準数量等申告控兼用）」とあるのは「輸入（引取）申告控」と読み替えるものとする。

なお、次に掲げる規定により輸入申告書に付記を行うこととされている場合は、記事欄に「DAI RAN : TEIRITSUHOU（又は ZANTEIHOU） - TEKIYOU YOTEI」と入力することを求めるものとする。

関税定率法施行令（昭和29年政令155号。以下「定率令」という。）第3条第2項

定率令第5条の2第2項

定率令第13条の4

定率令第16条第3項

定率令第16条の5第2項

定率令第34条第2項

関税暫定措置法施行令（昭和35年政令第69号）第23条第4項

また、輸入（引取）申告控については、航空貨物であって、審査区分が書類審査扱い（区分2）又は検査扱い（区分3）となった場合に限り、税関控用1部の提出を求めるものとする。

上記のほか、特例輸入者（法第7条の2第1項に規定する特例輸入者をいう。）に係る特例申告貨物の取扱いについては、以下のとおり行うこととなるので留意する。

法第67条の2第1項第2号の規定に基づき貨物が保税地域に搬入される前にシステムを使用して輸入（引取）申告を行う場合には、「積荷目録提出」

業務又は「積荷目録事前報告」業務がなされた後に当該申告を行うものとする。

輸入（引取）申告に係る仕入書については、この章第1節1-4の規定に関わらず、簡易審査扱い（区分1）となった場合に限り、仕入書の提出を省略できるものとする。

（審査区分選定及び関係情報の配信及び出力等）

3-2 システムにおいては、前項の輸入（引取）申告が行われた場合に、当該輸入（引取）申告について審査区分の選定等の処理が行われ、通関業者等に次に定める情報が配信される。

審査区分が簡易審査扱い（区分1）となった輸入（引取）申告については、直ちに輸入許可となり、通関業者等に「輸入許可等通知情報」が配信される。ただし、他法令に係る手続の証明を必要とするものであって、当該証明の確認がシステムにより行われていない場合には、当該情報が配信されず、「他法令未済等確認情報」及び「輸入申告等控情報」が通関業者等へ配信される。

審査区分が書類審査扱い（区分2）又は検査扱い（区分3）となった輸入（引取）申告については、通関業者等に「輸入申告等控情報」が配信される。

第4節 特例申告

（特例申告事項の登録）

4-1 特例申告（法第7条の2第2項に規定する特例申告をいう。以下同じ。）を行う者及びその代理人である通関業者（以下この節において「通関業者等」という。）がシステムを使用して特例申告を行う場合は、当該特例申告に先立ち、次のいずれかの方法により特例申告事項の登録を行うことを求めるものとする。

なお、輸入（引取）許可後に自動的に特例申告を行おうとする場合には、輸入（引取）申告事項の登録時に特例申告事項の登録を併せて行うものとする。

「輸入申告変更事項登録」業務を利用して必要事項を入力して送信する方法

「輸入申告変更事項呼出し」業務により申告等番号、輸入者コード等を入力して送信し、応答画面に出力される情報をを利用して、必要事項を入力して送信する方法

（特例申告）

4-2 通関業者等がシステムを使用して特例申告を行う場合には、前項の規定により登録された特例申告事項について、通関業者等において出力される

応答画面の内容又は当該登録により出力された入力控情報の内容を確認した上で、「輸入申告変更」業務を利用して申告等番号を入力して送信、又は「輸入申告変更事項登録」業務により特例申告入力控情報として出力される応答画面の内容を確認の上、送信することにより特例申告の登録を行うことを求めるものとする。

この場合における関税等の納付方法等については、この章第11節11-3による。

なお、特例申告に当たっては、同章第1節1-2なお書の規定を準用する。

また、輸入（引取）申告事項の登録時に特例申告事項の登録を併せて行うことにより、当該輸入（引取）許可後に自動的に特例申告を行うことができる。

（期限内特例申告の訂正）

4-3 通関業者等が、システムを使用して行われた期限内特例申告（提出期限内に申告された特例申告をいう。）について、納付すべき税額に不足額があること、納付すべき税額がないこととされていた場合であって納付すべき税額があったこと又は納付すべき税額が過大であることが判明した場合には、関税法基本通達7の2-4の規定にする特例申告書に、出力された特例申告控（海上貨物に係る特例申告にあっては別紙様式M-512号、別紙様式M-559号、別紙様式M-561号及び別紙様式M-563号、航空貨物に係る特例申告にあっては別紙様式M-513号、別紙様式M-560号、別紙様式M-562号及び別紙様式M-564号）を添付して提出することを求めるものとする。

（特例申告納期限延長の申請）

4-4 通関業者等が、特例申告に係る関税等の納期限の延長（以下「特例申告納期限延長」という。）の申請をシステムにおいて行う場合には、この節4-1の規定による特例申告事項の登録に併せて必要な事項を登録して行うことを求めるものとする。

（関係情報の配信）

4-5 システムを使用して特例申告が行われた場合は、通関業者等に「特例申告控」が配信されるとともに、直納方式による場合には「一括納付書情報」又は「納付書情報（直納）」が、MPN利用方式による場合には「納付番号通知情報（一括）」又は「納付番号通知情報」が、専用口座振替方式又はリアルタイム口座振替方式による場合には「特例申告口座一括引落とし結果通知情報」が配信される。

なお、口座残高不足又は担保残高不足となった場合には、特例申告の受理がなされず、処理結果通知情報が出力される。

（特例申告控等の提出）

4 - 6 特例申告の際の提出書類は次に定める書類とし、それぞれ1部を特例申告の日から3日以内（期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、その日の翌日をもって当該期間の末日とする。）に特例申告を行った税関官署の通関担当部門に提出することを求めるものとする。

次に掲げる場合にあっては、前項において配信される特定申告控を出力することによる「特例申告控（内国消費税等課税標準数量等申告控兼用）」又は「特例申告控（内国消費税等課税標準数量等申告控兼用）（納期限延長申請控兼用）」

イ 会計検査院に提出を要する次の場合

(1) 有税品の場合で、関税率表1品目に対する関税額又は内国消費税額が300万円（長崎税關、函館税關及び沖縄地区税關においては200万円）以上のもの

(口) 関税率表1品目に対する関税額又は内国消費税額について100万円以上の税額を軽減し、又は免除するもの

（注）会計検査院用として特例申告控の提出を要する場合は、税關控として1部を加える。

口 石油石炭税法第15条（石油石炭税の特例納付）に係る特例申告の場合（納税地税關送付用）

法その他関税に関する法令の規定により、特例申告に際して税關に提出すべきものとされている書類

なお、会計検査院に提出を要する場合には、当該書類を1部追加して、特例申告控等に添付するものとする。

第5節 マニフェスト等による輸入申告

（マニフェスト等による輸入申告の登録）

5 - 1 輸入申告について、関税法基本通達67-4-6及び67-4-7に規定するマニフェスト等による輸入申告を行う者又はその代理人である通関業者（以下この節において「通関業者等」という。）がシステムを使用してマニフェスト等による輸入申告を行う場合は、輸入者名、数量、価格、積載機名、HAWB番号等の必要事項をシステムに入力し、輸入申告を行うことを求めるものとする。ただし、通関業者が輸入申告を行う場合には、処理法第5条の規定に基づき、あらかじめ通關士が申告内容を審査した上で、マニフェスト等による輸入申告を行うこととなるので、留意する。

（審査区分選定及び関係情報の配信）

5 - 2 システムにおいては、前項のマニフェスト等による輸入申告が行われた場合において、当該輸入申告について審査区分の選定等の処理を行い、通関業者等に「輸入マニフェスト通關申告控情報」（別紙様式M-516号）が配信される。

なお、この場合、審査区分が簡易審査扱い（区分1）となった輸入申告については、輸入申告後直ちに輸入許可となり、「輸入許可通知情報（輸入マニフェスト通関）」が配信される。

（輸入申告控の提出）

5 - 3 前項の規定により通関業者等に「輸入マニフェスト通関申告控情報」が配信されたときは、当該申告控情報を「輸入マニフェスト通関申告控」として出力し、輸入申告の日から3日以内（期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、その日の翌日をもって当該期間の末日とする。）に、通関担当部門に提出するよう求めるものとする。ただし、審査区分が簡易審査扱い（区分1）又は書類審査扱い（区分2）となった場合には、通関担当部門への当該申告控の提出を求めるものとする。

なお、審査区分が検査扱い（区分3）で、検査区分が検査場検査となった場合は、この章第1節1 - 5に規定する「検査指定票（運搬・倉主等用）」を併せて提出することを求めるものとする。

（検査の指定）

5 - 4 マニフェスト等による輸入申告の審査区分が検査扱い（区分3）となった場合の取扱いについては、この章第1節1 - 5の規定を準用する。

（輸入申告の訂正）

5 - 5 マニフェスト等による輸入申告の後、当該申告に係る輸入許可までの間に申告内容を訂正する場合の取扱いについては、この章第1節1 - 6の規定を準用する。

（審査終了の登録）

5 - 6 マニフェスト等による輸入申告の審査終了の登録については、この章第1節1 - 7の規定を準用する。

第6節 蔽入・移入・総保入承認申請及び展示等申告

（蔵入等承認申請等の申請事項又は申告事項の登録）

6 - 1 蔽入承認、移入承認若しくは総保入承認又は展示等（以下「蔵入等承認」という。）の申請又は申告（以下「蔵入等承認申請等」という。）を行う者及びその代理人である通関業者（以下この節において「通関業者等」という。）がシステムを使用して行う蔵入等承認申請等の取扱いについては、この章第1節（1 - 3を除く。）に準じて行うものとする。

なお、この場合において、この章第1節1 - 4中「「輸入（納税）申告控（内国消費税等課税標準数量等申告控兼用）」とあるのは「蔵入承認申請控」「移入承認申請控」「総保入承認申請控」又は「展示等申告控」と、同節1 - 7

中「終了した旨」とあるのは「終了した旨（展示等申告に係る蔵入等承認申請等であって、展示等を行おうとする貨物が保税展示場への搬入が認められない貨物である場合には、当該蔵入等承認申請等を不承認とする旨）」と読み替えるものとする。

（審査区分選定及び関係情報の配信及び出力等）

6 - 2 システムにおいては、前項の蔵入等承認申請等が行われた場合に、当該申請等について審査区分の選定等の処理が行われ、通関業者等に次に規定する情報が配信される。

審査区分が簡易審査扱い（区分1）となった申請等については、直ちに蔵入等承認となり、通関業者等に「輸入許可等通知情報」（蔵入承認通知、移入承認通知、総保入承認通知又は展示等承認通知）が配信される。ただし、他法令に係る手続の証明を必要とするものであって、当該証明の確認がシステムにより行われていない場合には、当該情報は配信されず、「他法令未済等確認情報」及び「輸入申告等控」（蔵入承認申請控、移入承認申請控、総保入承認申請控又は展示等申告控）が通関業者等へ配信される。

審査区分が書類審査扱い（区分2）又は検査扱い（区分3）となった蔵入等承認申請等については、「輸入申告等控」（蔵入承認申請控、移入承認申請控、総保入承認申請控又は展示等申告控）が通関業者等へ配信される。

第7節 予備審査制による申告・申請

（予備申告事項又は予備申請事項の登録）

7 - 1 輸入申告若しくは輸入（引取）申告又は蔵入・移入・総保入承認申請（以下「輸入申告等」という。）について、「予備審査制について」（平成12年3月31日付蔵関第251号）に定める予備申告又は予備申請（以下「予備申告等」という。）を行う者及びその代理人である通関業者（以下この節において「通関業者等」という。）がシステムを使用して予備申告等を行う場合は、当該予備申告等に先立ち、次のいずれかの方法により予備申告事項の登録を行うことを求めるものとする。

「輸入申告事項登録」業務を利用して必要事項を登録する方法

「輸入申告事項呼出し」業務を利用して予備申告事項の登録に必要な事項を呼び出した上で、予備申告事項を登録する方法

（予備申告等）

7 - 2 通関業者が予備申告等を行う場合は、前項の規定により予備申告等に係る事項の登録を行った後に、応答画面の出力内容又は出力情報の内容を確認の上、次のいずれかの方法により予備申告等の登録を行うことを求めるものとする。

ただし、いずれの場合においても、通関業者が予備申告等を行う場合には、

処理法第5条の規定に基づき、あらかじめ通関士が応答画面又は入力控等により申告内容を審査した上で、予備申告等を行うこととなるので、留意する。

「輸入申告」業務を利用して、必要事項を登録する方法

「輸入申告事項登録」業務の応答画面を利用して申告条件コードを入力し、送信することにより登録する方法

（予備申告等の受理及び関係情報の配信）

7-3 予備申告等がシステムにより受理されたときには、通関業者等に「輸入申告等控情報」が配信される。

（審査区分）

7-4 予備申告等の審査区分は、簡易審査扱い（区分1）書類審査扱い（区分2）又は検査扱い（区分3）に区分される。

なお、審査区分が簡易審査扱い（区分1）の場合であっても、輸入申告等が行われる前なので、輸入許可又は輸入許可前貨物引取承認若しくは蔵入・移入・総保入承認は保留される。

（予備申告等時の添付書類等の提出）

7-5 予備申告等の審査区分が、書類審査扱い（区分2）又は検査扱い（区分3）となった場合は、予備審査を受けるため、航空貨物の予備申告等については、通関業者等に配信された当該輸入申告等控情報を「予備申告控」として出力し、当該予備申告等に係る添付書類等を添付するものとし、他の予備申告等については、添付書類等に輸入申告番号等を付記して、通関担当部門に提出することを求めるものとする。提出部数については、この章第1節1-4（同章第3節3-1又は第6節6-1において準用する場合を含む。）の規定に準じるものとする。

（予備申告等の訂正）

7-6 通関業者等が、予備申告等の登録後、当該予備申告等に係る輸入申告等までの間に、当該予備申告等の内容を訂正する場合は、あらかじめ当該通関業者等から通關担当部門に申出を行った上で、予備申告等の変更登録を行うことを求めるものとする。

なお、予備申告等の内容を訂正し、審査区分が書類審査扱い（区分2）又は検査扱い（区分3）となった場合は、訂正後の予備申告控及び添付書類等を、前項の規定に準じて通關担当部門に提出することを求めるものとする。

（審査終了の登録）

7-7 通關担当部門は、予備申告等の審査区分が書類審査扱い（区分2）となったものについて、輸入申告等が行われる前に審査が終了した場合には、審査終了の登録を行うものとする。

(検査の通知)

7-8 予備申告等がなされた貨物に対する検査の通知は、この章第1節1-5の規定に準じて行うものとする。

(輸入申告等)

7-9 他法令に係る許可又は承認の証明を要する貨物について、システムにおいて当該許可書等を取得したことが確認された場合には、予備申告等の際に入力した「申告条件コード」に応じて、次のとおり輸入申告等を行うことを求めるものとする。

申告条件コードとして「T」を入力した場合

輸入申告等を行う予定の貨物が保税地域に搬入されたこと又は必要な他法令に係る許可書等を取得したことを確認の上、「輸入申告」業務を利用して輸入申告等を行う。

申告条件コードとして「Z」を入力した場合

輸入申告等を行う予定の貨物がシステム参加保税地域に搬入され、倉主等により行われる海上貨物に係る「搬入確認登録」業務又は航空貨物に係る「貨物確認情報登録」業務（以下この項において「搬入確認登録業務等」という。）を契機として、自動的に輸入申告等を行う。

申告条件コードとして「U」を入力した場合

イ 予備申告等の結果、簡易審査扱いとなった場合であって、外国貿易船の「到着確認登録」業務又は外国貿易機の「AWB情報登録（輸入）」業務（以下この項において「到着確認登録業務等」という。）が行われることを契機として、自動的に輸入申告等を行う。

ロ 予備申告等の結果、書類審査扱いとなった場合であって、到着確認登録業務等が行われるまでの間に審査終了がなされたときに、当該到着確認登録業務等が行われることを契機として、自動的に輸入申告等を行う。

ハ 予備申告等の結果、書類審査扱いとなった場合であって、到着確認登録業務等が行われ、当該貨物が保税地域に搬入される前までの間に審査終了がなされたときに、搬入確認登録業務等が行われることを契機として、自動的に輸入申告等を行う。ただし、当該貨物が保税地域に搬入される前であっても、申告条件コード「H」を入力することにより、輸入申告等を行うことができる。

ニ 上記イ～ハにおいて、混載の航空貨物については、「AWB情報登録（輸入）」業務及び「HAWB情報登録（輸入）」業務の両方が行われることとなり、当該業務のいずれか遅い方の業務を契機として、自動的に輸入申告等を行う。

申告条件コードとして「J」を入力した場合（特例申告貨物の輸入申告に限る。）

輸入申告等を行う予定の貨物について、外国貿易船の「積荷目録提出」

業務又は外国貿易機の「積荷目録事前報告」業務が行われることを契機として、自動的に輸入申告等を行う。ただし、混載の航空貨物については、「積荷目録事前報告」業務及び「HAWB情報登録（輸入）」業務の両方が行われることとなり、当該事務のいずれか遅い方の業務を契機として、自動的に輸入申告等を行うこととなる。

申告条件コードとして「S」を入力した場合（航空貨物に限る。）

航空貨物の集積場所に向けての貨物の搬出（「搬出確認登録（一般）」業務が行われること）を契機として、自動的に輸入申告等を行う。ただし、混載の貨物の場合には、「搬出確認登録（一般）」業務及び「HAWB情報登録（輸入）」業務の両方が行われることとなり、当該事務のいずれか遅い方の業務を契機として、自動的に輸入申告等を行うこととなる。

（輸入申告時の添付書類等の提出）

7-10 通関業者等が、前項の規定により輸入申告等を行ったときは、当該輸入申告に係る輸入申告控及び添付書類等を、この章第1節1-4（同章第3節3-1又は第6節6-1において準用する場合を含む。）の規定に準じて通関担当部門に提出することを求めるものとする。

ただし、審査区分が書類審査扱い（区分2）又は検査扱い（区分3）となった輸入申告等については、この節7-5又は7-6の規定により「添付書類等」を既に提出した場合であって、当該提出後に予備申告等の訂正を行わなかった場合には、当該添付書類等の提出を求めるものとする。

（マニフェスト等による予備申告）

7-11 通関業者等がシステムを使用してこの章第5節に規定するマニフェスト等による輸入申告について予備申告を行う場合は、この節の規定を準用する。

この場合において、予備申告である旨の申告条件コードはこの節7-9に規定する申告条件コード「Z」「U」又は「S」を入力する。また、予備申告控の提出については、この章第5節5-3に準ずるものとする。

第8節 本船・ふ中扱い承認申請

（本船・ふ中扱い承認申請事項の登録）

8-1 本船・ふ中扱い承認申請を行う者がシステムを使用して本船・ふ中扱い承認申請を行う場合は、第4章第7節の規定に準じて行うものとする。

この場合において、第4章第7節7-3中「輸出申告」とあるのは「輸入申告」と、「輸出承認証番号等」とあるのは「輸入承認証番号等」とそれぞれ読み替えるものとする。

第9節 修正申告

（修正申告事項の登録）

9 - 1 修正申告を行う者及びその代理人である通関業者（以下この節において「通関業者等」という。）がシステムを使用して修正申告を行う場合は、当該申告に先立ち、次のいずれかの方法により修正申告事項の登録を行うことを求めるものとする。

なお、特例申告貨物にあっては、特例申告書（法第7条の2第1項に規定する特例申告書をいう。以下同じ。）の提出期限後に行うものとする。

「修正申告事項登録」業務を利用して必要事項を入力して登録する方法

「修正申告事項呼出し」業務を利用して修正申告事項の登録に必要な項目を呼び出した上で、必要事項を入力して登録する方法

（修正申告入力控の提出及び修正申告）

9 - 2 通関業者等がシステムを使用して修正申告を行う場合は、前項に規定する修正申告事項の登録後に配信された「修正申告入力控情報」（別紙様式M-545号）の内容を確認した上で、「修正申告入力控」として次表に掲げる部数を出力し、修正申告を行う税関官署の通関担当部門に提出することを求めるものとする。その際には、当初申告のシステム処理により配信された情報を「輸入申告控」又は「輸入許可通知書」として出力し、その他必要書類を添付することを求めるものとする。

また、これらの提出書類を通關担当部門に提出後、その内容の確認を受けた場合は、行政機関の休日に当たらない日の官庁の執務時間内に「修正申告」業務を利用して、修正申告番号を入力し、送信することにより修正申告の登録を行うことを求めるものとする。

なお、通關業者が修正申告を行う場合には、処理法第5条の規定に基づきあらかじめ通關士が入力控情報等により申告内容を審査の上、修正申告を行うこととなるので、留意する。

区分	税関控	会計検査院用	統計資料用	合計部数
当初申告において、関税率表1品目に対する税額が300万円（長崎税關、函館税關及び沖縄地区税關においては200万円）以上のもの				3
当初申告において、関税率表1品目に対する関税額又は内国消				3

費税額について 100 万円以上の税額を輕 減し、又は免除したも の				
修正申告の結果、上記 又は の額に達し たもの				3
上記以外のもの				2

（関係情報の配信及び出力等）

9 - 3 修正申告がシステムにより受理されたときは、通関業者等に「修正申告控情報」(別紙様式M - 544号)が配信される。

この場合における関税等の納付方法等については、この章第11節11-3による。

（修正申告控等の提出）

9 - 4 この節9-2に規定する「修正申告入力控」を税關において確認した後、修正申告までの間に当該修正申告に係る内容に変更があった場合には、前項の規定により通関業者等に配信された「修正申告控情報」を「関税修正申告控(内国消費税等修正申告控兼用)」として出力し、同項に規定する提出書類を添付し、修正申告の日から3日以内(期間の末日が行政機關の休日に当たるときは、その日の翌日をもって当該期間の末日とする。)に、修正申告を行った税關官署の通關担当部門に提出することを求めるものとする。

第10節 関税等更正請求

（関税等更正請求事項の登録）

10 - 1 関税等更正請求(法第7条の15第1項、国税通則法第23条第1項(更正の請求)及び地方税法(昭和25年法律第10号)第72条の100第1項(貨物割の賦課徴収等)の規定による更正の請求をいう。以下この節において同じ。)を行う者及びその代理人である通關業者(以下この節において「通關業者等」という。)がシステムを使用して関税等更正請求を行う場合には、前節の規定(9-2及び9-3を除く。)に準じて行うものとする。この場合において、前節9-1中「修正申告事項登録」とあるのは、「関税等更正請求事項登録」又は「関税等更正請求事項呼出し」と、同節9-4中「修正申告入力控」とあるのは「関税等更正請求入力控」(別紙様式M-546号)と、「修正申告控情報」とあるのは「関税等更正請求控情報」(別紙様式M-547号)とそれぞれ読み替えるものとする。

(関税等更正請求入力控の提出及び関税等更正請求)

10-2 通関業者等がシステムを使用して関税等更正請求を行う場合は、前項に規定する事項の登録後に配信された「関税等更正請求入力控情報」の内容を確認した上で、「関税等更正請求入力控(内国消費税等更正請求書控兼用)」として次表に掲げる部数を出力し、関税等更正請求を行う税関官署の通関担当部門に提出することを求めるものとする。この場合においては、当初申告のシステム処理により配信された情報を「輸入申告控」又は「輸入許可通知書」として出力し、その他必要書類を添付することを求めるものとする。

また、通関担当部門においてこれらの提出書類の内容を確認した後、通関業者等は税関官署の開庁時間内に「関税等更正請求」業務を利用して、更正請求番号を入力し、送信することにより関税等更正請求の登録を行うことを求めるものとする。

なお、通関業者が関税等更正請求を行う場合には、処理法第5条の規定に基づきあらかじめ通関士が入力控情報等により請求内容を審査の上、関税等更正請求を行うこととなるので、留意する。

区分	税関控	会計検査院用	統計資料用	合計部数
当初申告において、関税率表1品目に対する税額が300万円(長崎税関、函館税関及び沖縄地区税關においては200万円)以上のもの				3
当初申告において、関税率表1品目に対する関税額又は内国消費税額について100万円以上の税額を軽減し、又は免除したものの				3
更正通知において、関税率表1品目に対する関税額又は内国消費税額について100万円以上の税額を軽減し、又は免除したものの				3
上記以外のもの				2

（関係情報の配信）

10-3 関税等更正請求がシステムにより受理されたときは、通関業者等に「関税等更正請求控情報」が配信される。

（「更正通知書」又は「更正をしないことの通知書」の送達）

10-4 システムを使用して行われた関税等更正請求に係る更正の通知又は更正をすべき理由が無い旨の通知は、システムを通じて「関税更正通知書（内国消費税等更正通知書兼用）」（別紙様式M-549号）又は「更正をしないことの通知書」（別紙様式M-551号）により更正の請求を行った通関業者等に対して行う。ただし、更正を行う場合は、別途、税關から「関税更正通知書（内国消費税等関税更正通知書兼用）」を送達することとなるので、留意する。

第11節 収納関係

（輸入許可前引取扱い貨物に係る税額等の通知）

11-1 システムを使用して行う輸入許可前引取りの承認を受けた貨物に係る税額等の通知は、システムを通じて「輸入許可前引取承認貨物に係る関税納付通知書（内国消費税等納付通知書兼用）」（別紙様式M-565号）により輸入許可前引取りの承認を受けた者に対して行う。

（賦課課税方式が適用される貨物に係る納税告知書の様式等）

11-2 賦課課税方式が適用される貨物について、システムを使用して輸入申告を行った場合における納税告知書は、システムにより作成する「納税告知書」（別紙様式M-566号）による。

（申告納税方式による関税等の納付の方法）

11-3 システムを使用して行われる納税申告又は修正申告の納税の方法及び輸入許可前引取りの承認を受けた貨物に係る税額等の通知に基づく関税等の納付の方法は、次による。

専用口座振替方式を選択した場合

専用口座振替方式を選択して申告された場合は、システムで関税等の納付が確実であることが確認され、これにより関税等の税額の引落し処理が行われる。

具体的には、金融機関に「納付書情報（口座）」が配信されるので、これを「納付書」として出力し、口座振替を行うものとする。

なお、口座残高が不足しているときは、システムを通じてその旨が申告者に通知される。

また、引落し処理は、原則として申告の都度行われるが、特例申告の場合には、当該特例申告に係る輸入が許可された日の属する月（以下「特定

月」という。)の翌月 20 日(以下「特定日」という。)までに特例申告された場合に限り、特定日までに申告された税額について、納期限日に一括して引落し処理を行う。

直納方式を選択した場合

イ 即納又は個別延長方式を選択した場合

システムから各税(消費税及び地方消費税は、一の税とみなす。以下同じ。)ごとに、輸入者及びその代理人である通関業者(以下この節において「通関業者等」という。)に対して「納付書情報(直納)」が配信されるので、これを「納付書」として出力し、これにより日本銀行に各税等の税額を納付するものとする。

なお、「納付書」は原則として申告の都度出力することになるが、特例申告に係る即納の場合には、特定日までに特例申告された場合に限り、当該特定日の翌日に、システムにより特定月分ごとに一括して出力される各税ごとの納付書(以下「一括納付書」という。)により納付するものとする。

ロ 包括納期限延長方式又は特例申告納期限延長方式を選択した場合

システムにより特定月分ごとに一括して出力される「一括納付書」により日本銀行に各税等の税額を納付するものとする。

なお、書面による申告で包括納期限延長又は特例申告納期限延長を適用する場合は、システムに徴収決定済額を登録することにより、当該申告に係る納付税額が「一括納付書」に加算されることとなるので留意する。

M P N 利用方式を選択した場合

M P N 利用方式を選択した場合は、次のイからハまでの区分に応じ、システムから通関業者等に「納付番号通知情報」が配信されるので、システムと電気通信回線を通じて通信できるインターネットバンキングやATM(現金自動預払い機)等の金融機関が提供する納付手続きの方法により、納付情報(収納機関番号、納付番号及び確認番号)を入力し、関税等の税額を納付するものとする。

イ 即納を選択した場合

システムにより当該納税申告に係る各税を一括して「納付番号通知情報」が配信される。

なお、「納付番号通知情報」は、原則として申告の都度配信されるが、特例申告に係る即納の場合には、当該特定日の翌日に、システムにより特定月分及び各税ごとに配信される。

ロ 個別納期限延長方式を選択した場合

システムにより申告番号及び納期限ごとの「納付番号通知情報」が配信される。

ハ 包括納期限延長方式又は特例申告納期限延長方式を選択した場合

システムにより特定月分及び各税ごとに一括して「納付番号通知情報」

が配信される。

リアルタイム口座振替方式を選択した場合

リアルタイム口座振替方式を選択して申告された場合は、システムから金融機関に納付情報が送信され、これにより関税等の税額の引落し処理が行われる。

なお、口座残高が不足しているときは、システムを通じてその旨が申告者に通知される。

また、引落し処理は、原則として申告の都度行われるが、特例申告の場合には、特定日までに特例申告された場合に限り、特定日までに申告された税額について、納期限日に一括して引落し処理が行われることとなる。

(書面による申告等の場合における納付情報の作成及び管理等)

11-4 書面による申告又は税関長の処分により納付すべき税額が確定した関税等について、税関手続オンライン化省令第5条第1項の規定によりMPN利用方式による納付を行いたい旨の届出があった場合には、収納担当部門は、当該関税等に係る徴収決定済額及びその税目、納税義務者名等の必要事項をシステムに入力し登録する。これにより、納税義務者は、MPN利用方式による納付ができることとなり、収納担当部門に当該納付に必要な納付情報(収納機関番号、納付番号及び確認番号)等からなる「納付番号通知情報」が配信されるので、これを出力して納税義務者又はその代理人に通知する。

なお、書面により行った特例申告に係る即納の場合(特定日までに特例申告書を受理した場合に限る。)又は包括納期限延長方式若しくは特例申告納期限延長方式による場合においては、システムにより特定月分及び各税ごとに一括して「納付番号通知情報」が通関業者等に配信される。

(国税収納金整理資金徴収簿等の書式)

11-5 国税収納金整理資金事務取扱規則(昭和29年5月大蔵省令第39号。以下「整理資金規則」という。)第22条(国税収納金整理資金徴収簿等)に規定する「国税収納金整理資金徴収簿」(以下「資金徴収簿」という。)、「国税収納金整理資金合計徴収簿」(以下「合計徴収簿」という。)及び「特定地方税収納管理簿」(以下「収納管理簿」という。)の書式は、次のとおりとする。

「資金徴収簿」の書式は、別紙1の書式とする。

「合計徴収簿」の書式は、別紙2の書式とする。

「収納管理簿」の書式は、別紙3の書式とする。

(徴収決定済額及び収納済額の登記)

11-6 システム対象官署における整理資金規則第23条第1項(徴収決定済額の登記等)並びに第24条第1項及び第2項(収納済額の登記)に規定する徴収決定済額又は収納済額の登記は、登記に必要な事項をシステムに記録する

ことにより行う。なお、口頭による納税の告知を行う場合における資金徴収簿及び収納管理簿は、関税法基本通達9の3-4によるので、留意する。

(輸入許可等の通知)

11-7 システムを使用して行われる輸入申告に係る貨物について輸入を許可したときは、その旨をシステムを通じて通関業者等に通知する。

(輸入許可前引取承認等の通知)

11-8 システムを使用して行われる輸入許可前貨物引取承認申請又は蔵入・移入・総保入承認申請について、その承認をしたときは、その旨をシステムを通じて通関業者等に通知する。

(担保提供書の提出)

11-9 担保を提供しようとする者が、システムを使用して、担保提供書を提出する場合には、「担保提供書提出」業務により、担保の提供目的、担保の種類等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。

第12節 原本情報の訂正

(原本情報の訂正登録)

12-1 通関担当部門は、システムにより許可又は承認された輸入申告等について修正申告(マニュアルによる修正申告に限る。)更正又は申告内容の訂正が行われた場合には、システムの原本情報の訂正登録を行うものとする。

第13節 石油製品等移出(総保出)輸入申告

(移出(総保出)輸入申告事項の登録)

13-1 製造済外国貨物の移出(総保出)輸入申告を行う者及びその代理人である通関業者(以下この節において「通関業者等」という。)がシステムを使用して行う移出(総保出)輸入申告については、この章第1節(1-3及び1-5を除く。)に準じて行うものとする。

なお、この場合において、この章第1節中「輸入申告」又は「輸入申告等」とあるのは「石油製品等移出(総保出)輸入申告」と、「輸入申告等控情報」とあるのは「石油製品等移出輸入申告控」又は「石油製品等総保出輸入申告控」と読み替えるものとする。

(審査区分選定及び関係情報の配信及び出力等)

13-2 システムにおいては、前項の移出(総保出)輸入申告が行われた場合に、当該輸入申告については審査区分がすべて書類審査扱い(区分2)とな

り、通関業者等に「石油製品等移出輸入申告控情報」又は「石油製品等総保出輸入申告控情報」が配信される。

(移出(総保出)輸入申告時の添付書類等の提出)

13-3 前項の規定により通関業者等に「石油製品等移出輸入申告控情報」又は「石油製品等総保出輸入申告控情報」が配信されたときは、当該輸入申告控情報を「石油製品等移出輸入申告控」又は「石油製品等総保出輸入申告控」として出力し、添付書類等を添付し、次に定めるところにより、通関担当部門への提出を求めるものとする。

提出期限

輸入申告の日から3日以内(期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、同日の翌日までとする。)

提出書類

イ 「石油製品等移出輸入申告控」又は「石油製品等総保出輸入申告控」の提出部数については、次表のとおりとする。

区分	税関控	会計検査院用	調査通知用	保税通知用	合計部数
有税品の場合で、関税率表1品目に対する関税額又は内国消費税額が300万円(長崎税関、函館税関及び沖縄地区税關においては200万円)以上のもの					2
減免税品の場合で、事後確認又は他関通知用を必要とするもの		(注)			2又は3
減免税品の場合で保税部門に通知を必要とするもの		(注)			2又は3
上記～以外のもの		(注)			1又は2

(注) 関税率表1品目に対する関税額又は内国消費税額について100万円以上の税額を軽減し、又は免除する場合

なお、石油石炭税法(昭和53年法律第25号)第15条(石油石炭税の特例納付)の規定に係る輸入申告の場合は、納税地税関送付用を1部追加する。

□ 法その他関税等に関する法令の規定により、輸入申告に際して税関に提出すべきものとされている仕入書その他の書類（原産地証明書、免税等関係書類、他法令による許可・承認等を証する書類等。ただし、システムを利用して法第70条第2項の規定による証明が行われた場合については、関税法基本通達70-3-1に基づく許可・承認等を証する書類の提出は省略して差し支えないものとする。）

（検査の指定）

13-4 移出（総保出）輸入申告に係る貨物の検査を行う場合は、関税法基本通達67-3-11（検査貨物の指定等）の規定に基づき、検査指定票（税関様式C第5270号）を交付するものとする。

第14節 仕入書に代わる書類及び包装明細書の提出

（インボイス・パッキングリスト情報の登録）

14-1 輸入申告（輸入（引取）申告及び予備申告等を含む。）蔵入承認申請、移入承認申請、総保入承認申請又は展示等申告を行う者及びその代理人である通関業者（以下この節において「通関業者等」という。）が、仕入書に代わる書類（関税法基本通達68-3-2に規定する仕入書に代わる書類をいう。以下この節において同じ。）又は包装明細書をシステムに登録して当該申告又は申請において使用しようとする場合には、「インボイス・パッキングリスト情報登録」業務を利用してインボイス番号等の必要事項を入力し、登録することにより行うことを求めるものとする。

なお、「インボイス・パッキングリスト情報登録」業務により登録が行われた仕入書に代わる書類又は包装明細書について、登録されている項目が不足しているなど当該登録情報に関する書類を確認する必要があると認める場合には、当該関係書類の提出を求めた上で輸入申告における審査・検査を行うこととする。

また、関税法施行令（昭和29年政令第150号）第60条第2項の規定により、仕入書は仕出国において作成される必要があるため、輸入者が所有する仕入書（書面）については当該業務によることなく書面により提出することを求ることとする。

（インボイス・パッキングリスト情報の訂正）

14-2 通関業者等が、前項の規定によりシステムに登録した仕入書に代わる書類又は包装明細書に係る情報について、当該情報を訂正する場合は、次のいずれかの方法により訂正登録を行うことを求めるものとする。

「インボイス・パッキング情報登録」業務を利用して行う方法

「インボイス・パッキング情報呼出し」業務を利用して電子インボイス

受付番号を入力し、送信することにより配信されたインボイス・パッケンリスト情報の内容を確認の上、追加又は訂正を行い送信する方法

第 15 節 指定地外貨物検査の許可の申請

(指定地外貨物検査許可申請)

15 - 1 輸入申告、輸入(引取)申告及び移出(総保出)輸入申告(これらをシステムを使用しないで行う申告を含む。)並びに予備申告等を行った貨物についての税関検査(旅具通関に係るものを除く。)を税関長が指定した場所以外の場所で受けようとする者又はその代理人である通関業者が、システムを使用して指定地外貨物検査許可申請を行う場合には、第4章第13節の規定に準じて行うものとする。なお、この場合において第4章第13節13-1中「輸出申告」とあるのは「輸入申告」と、「特定輸出申告」とあるのは「特例輸入申告」と、「特定委託輸出申告」とあるのは、「特例委託輸入申告」と読み替えるものとする。

第 6 章 開庁時間外の事務の執行を求める届出

(開庁時間外の事務の執行を求める届出)

1 - 1 法第98条第1項に規定する開庁時間外の事務の執行を求める者(以下この章において「申請者」という。)が、システムを使用して当該届出(以下この章において「届出」という。)を行う場合には、次章によるほか、届出をしようとする税関官署の開庁時間内に「時間外執務要請届」業務を利用して、必要事項を入力し、送信することにより行うこととする。

ただし、次に掲げる場合においては当該業務を利用するることはできないので留意すること。

下記の税関手続以外の手続に係る事務の執行を求める場合

- イ 輸入申告(関税法基本通達67-4-7に規定するマニフェスト等による申告を含む。)
- ロ 輸出申告(輸出許可後の訂正、関税法基本通達67-2-6に規定するマニフェスト等による申告及び別送品の輸出申告を含む。)
- ハ 保税運送申告(包括保税運送の申告を含む。)
- 二 内国貨物運送申告
- ホ 積卸コンテナー覧表の提出

同一の税関官署に届け出る場合であって、事務の執行を求める時間帯が重複して届出がなされたとき、又は事務の執行を求める時間帯が開庁時間外において連続した時間帯となっていない場合

(事務の執行を求める時間の延長の手続)

1 - 2 届出を行った時間帯に執行を求めた事務が終了しなかった場合において

て、執務を求める時間の延長を行おうとする場合には、先の届出に係る時間帯が終了する前に、次のいずれかの方法により行われるものとする。

「時間外執務要請延長届呼出し」業務を利用し、延長しようとする時間外執務要請届の「時間外執務要請届出受理番号」を入力して送信し、出力される応答情報により延長終了時刻、輸出入申告件数等を入力して送信する方法

「時間外執務要請延長届」業務を利用し、必要事項を入力して送信する方法

第7章 汎用申請関係

(汎用申請による申請)

1 - 1 汎用申請を行おうとする者（以下この章及び次章において「申請者」という。）がシステムにより別表「汎用申請対象手続一覧」に掲げる税関関連手続きを行う場合には、システムの掲示板から該当する様式をダウンロードし、当該様式に住所、氏名等の必要事項を入力し、「汎用申請」業務により送信することにより行うこととする。

この場合において、関係資料の提出を求める必要があると判断した場合には、申請者に対してFAX又は「添付ファイル」等適宜の手段により提示又は提出を求めるものとする。

(申請内容の訂正等)

1 - 2 申請者が、前項の規定により提出した申告、届出等の訂正又は取消しを行う場合には、次により取り扱うものとする。

「汎用申請変更」業務により訂正又は取消しの申し出があった場合には、申請を受理した部門（以下この章及び次章において「受理部門」という。）において、訂正又は取消内容をシステムに入力し、送信するものとする。

次に掲げる場合には、上記による「汎用申請変更」業務では申請内容の訂正が行えないことから、当該申請の取消し理由等を「NACC S登録情報変更願」（別紙様式M-700号）に入力し、「汎用申請」業務にて送信することにより行うことを求ることとする。なお、当該変更願は書面により申し出ることとして差し支えないものとする。

- イ 申請先の税関官署を誤って入力した場合
- ロ 申請先の部門を誤っていた場合
- ハ 申請手続種別コードを誤っていた場合

(申請内容の許可等の通知)

1 - 3 受理部門は、申請内容の審査を行い、許可又は承認等が必要な手続きの場合においては、その旨をシステムに入力し、送信するものとする。

第8章 汎用申請手数料納付申請

(汎用申請手数料納付による申請)

1-1 申請者が別表「汎用申請対象手続一覧」に掲げる税関関連手続きのうち、手数料納付の必要がある手続きを行う場合は、「汎用申請」業務により申請を行った後、「汎用申請手数料納付申請」業務において「汎用申請」業務で払出された汎用申請受理番号及び、手数料の額等を入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。

(申請内容の許可等の通知)

1-2 受理部門は、申請内容の審査及び手数料の額の確認を行い、許可又は承認等が必要な手続きの場合においては、その旨をシステムに入力し、送信することとし、この場合、申請者に「納付番号通知情報」又は「許可・承認等通知情報」が配信される。

(手数料の納付)

1-3 手数料の納付については、「汎用申請手数料納付申請」業務により申請者に配信される「納付番号通知情報」を基に、MPN利用方式に対応したインターネットバンキングやATM(現金自動預払い機)等の金融機関が提供する納付手続きの方法により、納付情報(収納機関番号、納付番号及び確認番号)を入力して行うこととする。手数料納付がシステムで確認されると「許可・承認通知情報」が申請者に配信される。

(申請内容の訂正等)

1-4 申請者が、前項の規定により提出した申告、届出等の訂正又は取消しを行う場合には、次により取り扱うものとする。

「汎用申請変更」業務により訂正又は取消しの申し出があった場合には、受理部門において、訂正又は取消内容をシステムに入力し、送信するものとする。

次に掲げる場合には、上記による「汎用申請変更」業務では申請内容の訂正が行えないことから、当該申請の取消し理由等を「NACC S登録情報変更願」に入力し、「汎用申請」業務にて送信することにより行うことを求めるとしてする。なお、当該変更願は書面により申し出ることとして差し支えないものとする。

イ 申請先の税関官署を誤って入力した場合

ロ 申請先の部門を誤っていた場合

ハ 申請手続種別コードを誤っていた場合

手数料の額の訂正を行う場合は、次による。

イ 受理部門において「汎用申請手数料納付番号通知」業務を行う前

訂正は申請者が行うこととし、申請者は事前に受理部門へ連絡の上、「汎用申請手数料納付申請変更」業務を行うこと。

- 受理部門において「汎用申請手数料納付番号通知」業務を行った後
訂正は税関が行うこととし、受理部門は申請者に対し書面による手数料の額の変更申請を求めた上で、「汎用申請手数料納付番号通知変更」業務を行うこと。